

# 中間市新中学校施設整備実施計画（案）

令和 8 年

中間市教育委員会

# 中間市新中学校施設整備実施計画（案）

## — 目次 —

### 第1章 施設整備

1-1 実施計画策定の目的と経緯	1
1-2 実施計画にかかる実施体制	1
1-3 生徒数等の推計	2
1-4 通学区域等	3

### 第2章 計画地と既存建物

#### A. 中間中学校

2-1 沿革(略歴)	4
2-2 概要	5
2-3 老朽化状況	8
2-4 耐震診断状況	9
2-5 建築条件等	10

#### B. 中間東中学校

2-6 沿革(略歴)	11
2-7 概要	12
2-8 老朽化状況	16
2-9 耐震診断状況	17
2-10 建築条件等	18

### 第3章 新中学校施設の再編整備

3-1 上位計画・関連計画	19
3-2 計画コンセプト	26
3-3 基本方針	26
3-4 施設整備手法の検討	27
3-5 施設整備計画の検討	30
3-6 学校給食施設	32

## 第4章 施設計画

---

### A. 新中間中学校（仮称）

4-1	施設規模の整理	36
4-2	造成計画	38
4-3	配置計画	39
4-4	平面計画	40
4-5	施設断面構成	40

### B. 新中間東中学校（仮称）

4-6	施設規模の整理	41
4-7	造成計画	43
4-8	配置計画	44
4-9	平面計画	45
4-10	施設断面構成	45

### C. 各校共通事項

4-11	構造計画	46
4-12	設備計画	47
4-13	環境計画	48

---

## 第5章 事業推進に向けた検討

---

5-1	整備等に係る事業手法と事業スケジュール	49
5-2	事業費・財源	53
5-3	工事計画	55

---

## 第6章 その他の検討事項

---

6-1	学校跡地の活用検討	58
-----	-----------	----





## 第1章 施設整備

SCHOOL FACILITIES

## 1-1. 実施計画策定の目的と経緯

近年、教育を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、情報化、グローバル化等により大きく変化しています。このような中、現在の社会情勢や市民ニーズにふさわしい教育環境のあり方が求められており、中間市（以下「本市」という。）は、次世代を担う教育の実現～人を育むスポーツと文化の元気なまちづくり～を基本理念とし、教育・文化政策に取り組んでいます。

現在の中学校校舎の多くは、建築から50年以上が経過しており、建築や設備の老朽化に伴う修繕箇所が増えているため、教育内容の充実や変化への対応が困難な状況にあります。

このため、本市では、令和4年4月に「中間市学校施設再編基本計画」、令和7年1月に「中間市学校施設整備方針～学校施設の整備に向けた基本的な考え方～」を策定し、地域の実情に適した、将来にわたって持続可能な学校施設の整備に取り組んでいます。

実施計画においては、これらの趣旨を踏まえ、学校施設としての教育環境の整備・充実とともに、地域連携や災害時の拠点としての機能を持つ新中学校を検討します。新中学校建設の基本的な考え方を示すものであり、今後実施する基本設計・実施設計において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものとします。



図1-1：業務フロー図

## 1-2. 実施計画にかかる実施体制

本計画の策定にあたっては、学校施設整備に向けた組織を中心とし、市民の意見を取り入れながら推進していきます。

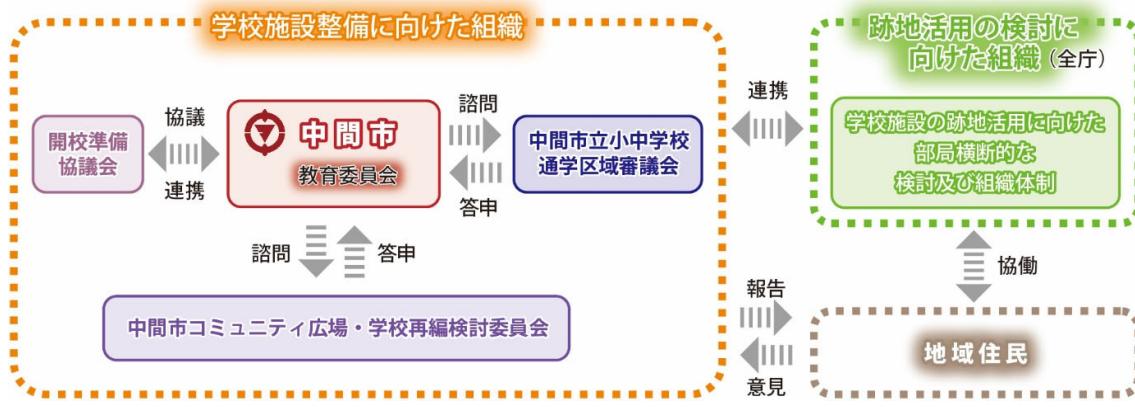


図1-2：検討にあたる実施体制

### 1-3. 生徒数等の推計

本市では、最盛期に5万人を超えていた人口が、平成2年の国勢調査で5万人を割り、令和2年で40,362人となり、今なお減少傾向が続いています。

新中学校の規模、学級数などを設定するため、以下に令和7年までの生徒数の実績値を示すとともに、将来の推計値を提示します。今後も減少していくことが見込まれる生徒数を踏まえ、本市にとって最適な教育環境の整備を検討します。

#### 生徒数の推移

年次	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
中間 学級数	10	9	10	10	10	9	8	8	8	8	8	10	10
中学校 生徒数	243	233	228	208	192	169	149	157	172	196	197	193	180
中間北 学級数	7	8	8	8	7	7	7	7	8	7	7	7	7
中学校 生徒数	133	129	138	139	141	130	119	115	121	136	125	128	127
中間東 学級数	14	14	15	13	12	12	13	14	14	13	12	13	13
中学校 生徒数	405	411	405	388	361	346	356	355	347	347	355	335	321
中間南 学級数	12	12	11	11	11	11	12	12	12	11	11	12	13
中学校 生徒数	295	282	279	269	278	273	296	276	307	285	286	306	293
合計 学級数	43	43	44	42	41	39	40	41	41	40	38	42	43
合計 生徒数	1,076	1,055	1,050	1,004	972	918	920	903	947	964	963	962	921

※資料：学校基本調査（学級数に研究指定又は弾力的運用、特別支援学級を含む）



図1-3：生徒数の推移

#### 児童生徒の将来推計

年 次	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
総人口	44,210	41,661	39,214	37,245	35,251	33,245	31,303	29,510	27,979	26,633	25,372
年少人口(15歳未満)	5,124	4,627	4,207	3,900	3,774	3,774	3,822	3,769	3,634	3,430	3,266
児童数(6~11歳)	2,126	1,920	1,746	1,619	1,566	1,566	1,586	1,564	1,508	1,423	1,355
生徒数(12~14歳)	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	803	758	722
児童生徒数計	3,258	2,943	2,676	2,481	2,400	2,400	2,431	2,397	2,311	2,181	2,077

※資料：中間市学校施設長寿命化計画（パターンイ：合計特殊出生率段階の上昇（2040年1.8+人口移動率均等から推計）

年 次	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
中間中学校	234	212	193	178	173	173	175	172	166	157	149
中間北中学校	151	137	124	115	111	111	113	111	107	101	96
中間東中学校	428	386	351	326	315	315	319	315	303	286	273
中間南中学校	319	288	262	243	235	235	238	235	226	213	203
中学校 計	1,132	1,023	930	862	834	834	845	833	802	757	721

※各学校の児童生徒数は、2010～2021年学校基本調査の平均在校生率から算出。

端数調整及び按分により合計値が合わない場合がある。

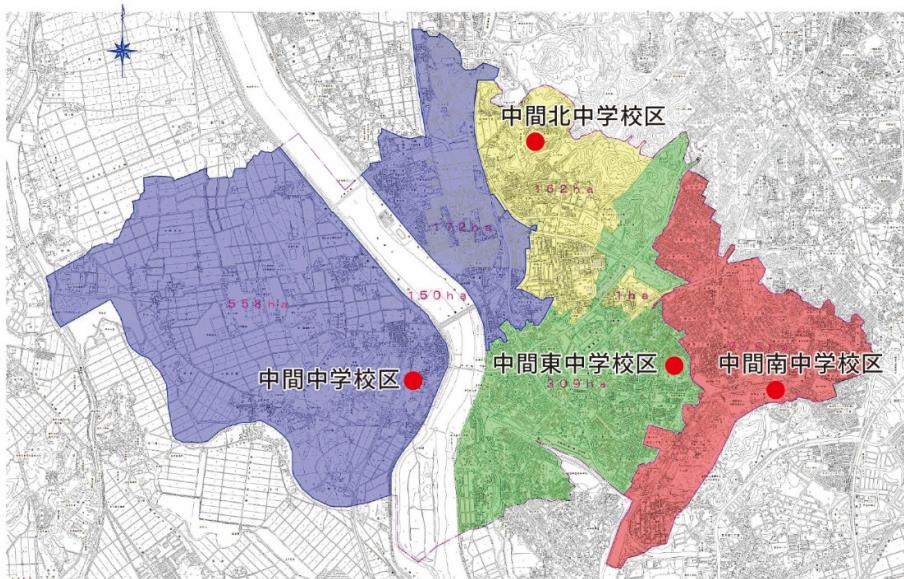
2010年総人口は、国勢調査確報値。2015～2060年総人口は、推計値。

図1-4：児童生徒の将来推計

#### 1-4. 通学区域等

新中学校として再編する新中間中学校（仮称）及び新中間東中学校（仮称）を、遠賀川を境に東西に各1校配置し、かつ、市の中心部に近い2校とすることで、市内全域を現在の校区範囲である概ね3km圏内に網羅し、通学負担を軽減します。具体的な新中学校区は、中間市立小中学校通学区域審議会に諮問するなどして、検討しています。

現中学校区



現小学校区

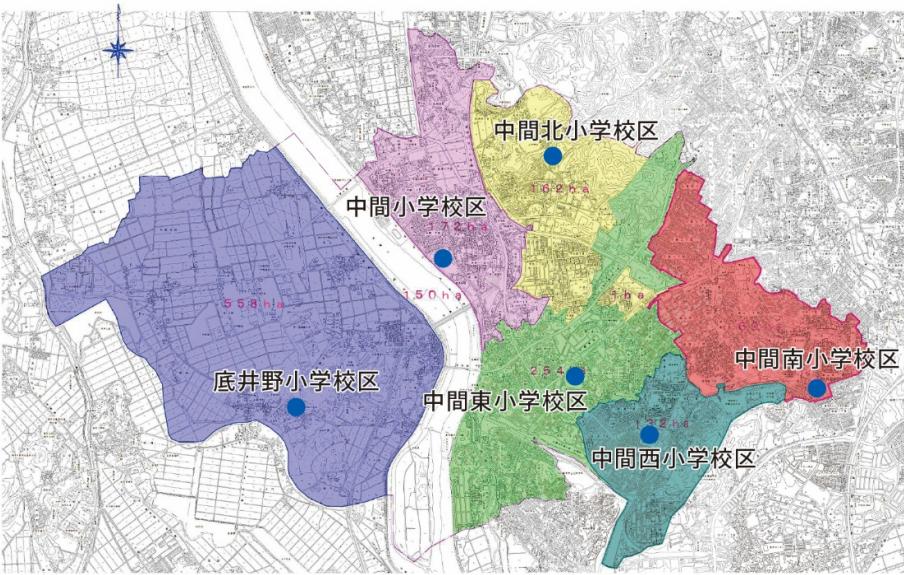


図1-5：現在の校区



## 第2章 計画地と既存建物

SITE and EXISTING STRUCTURES

**A. 中間中学校****2-1. 沿革（略歴）**

- 昭和 22 年 4 月 学制改革により中間中学校創立（学級数 22）  
昭和 23 年 6 月 第 1 期工事木造 2 階建て 10 教室及び付属設備増設  
昭和 32 年 4 月 分校を廃止し、中間北中学校分離独立  
昭和 36 年 4 月 中間東中学校分離独立  
昭和 47 年 3 月 防音校舎第 1 期工事完了  
昭和 48 年 3 月 防音校舎第 2 期工事完了  
昭和 49 年 3 月 防音校舎第 3 期工事完了  
昭和 49 年 8 月 部室棟竣工  
昭和 54 年 3 月 屋内運動場竣工  
昭和 58 年 10 月 第 2 部室棟竣工  
昭和 61 年 9 月 プール及びプール専用付属室竣工  
平成 元 年 12 月 木工準備室を設置  
平成 2 年 8 月 校舎、音楽室、会議室、自転車置場等改修工事完了  
平成 18 年 8 月 トイレ改善工事完了  
平成 22 年 12 月 武道場竣工  
平成 23 年 8 月 屋内運動場耐震補強工事完了  
平成 23 年 9 月 校舎耐震補強工事完了  
平成 26 年 9 月 給食配膳室改修工事完了（給食開始）  
平成 27 年 9 月 校舎空調設備工事完了（普通教室）  
平成 27 年 9 月 屋内運動場非構造部材耐震補強工事完了  
平成 28 年 8 月 校舎空調設備工事完了（職員室、特別教室）  
平成 28 年 9 月 公共下水道接続工事完了  
令和 元 年 9 月 トイレ改修工事完了  
令和 2 年 2 月 特別教室空調設備設置工事完了（音楽室、美術室）  
令和 6 年 7 月 特別支援教室新設等に伴う空調設備設置工事完了（4 教室）  
令和 6 年 8 月 防排煙制御設備等改修工事完了

## 2-2. 概要

1. 所在地 福岡県中間市大字垣生 510 番地

2. 面積	校地   建物敷地保有面積	5,630 m <sup>2</sup>
	運動場用地面積	14,405 m <sup>2</sup>
	その他面積	14,333 m <sup>2</sup>
	総面積	34,368 m <sup>2</sup>
	校舎	4,561 m <sup>2</sup>
	屋内運動場	975 m <sup>2</sup>
	武道場	446 m <sup>2</sup>

## 3. 校地・校舎配置図

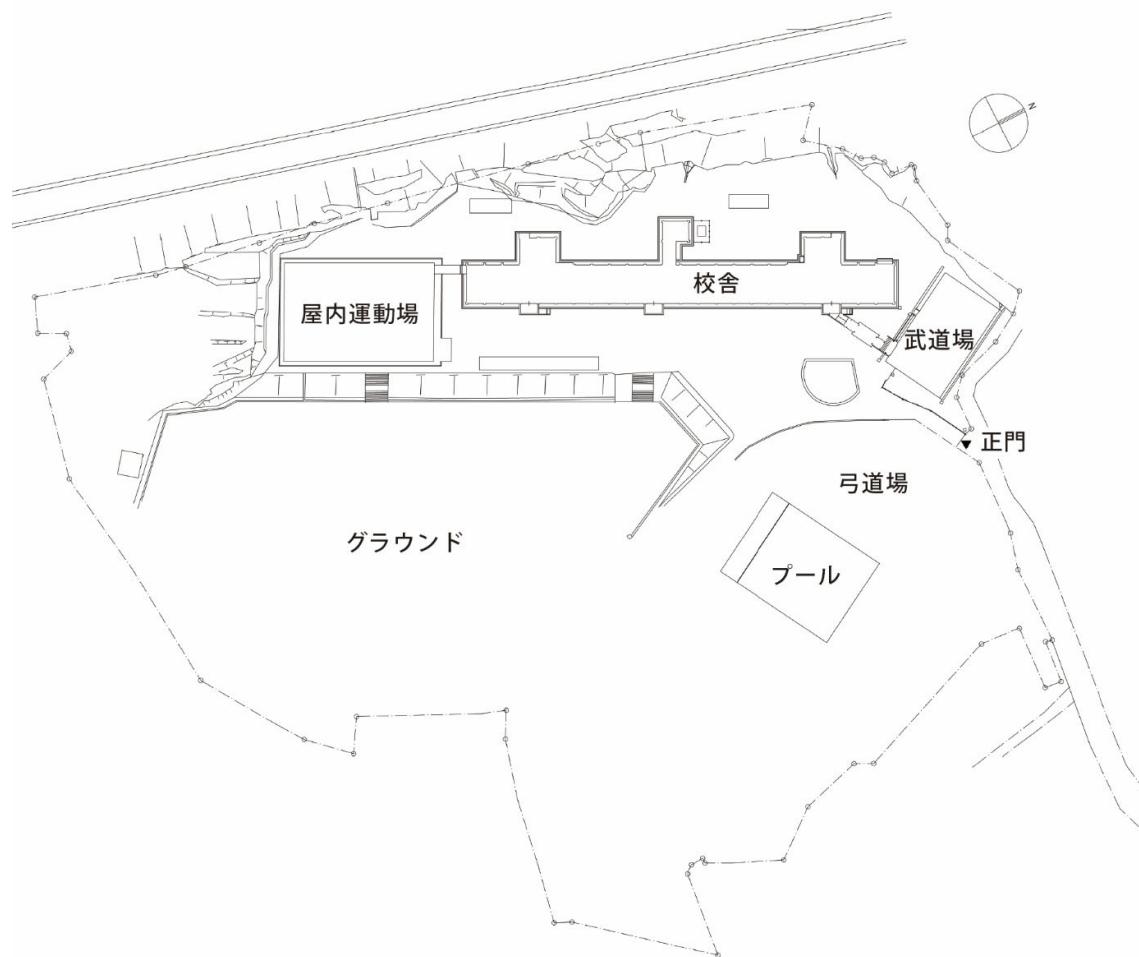
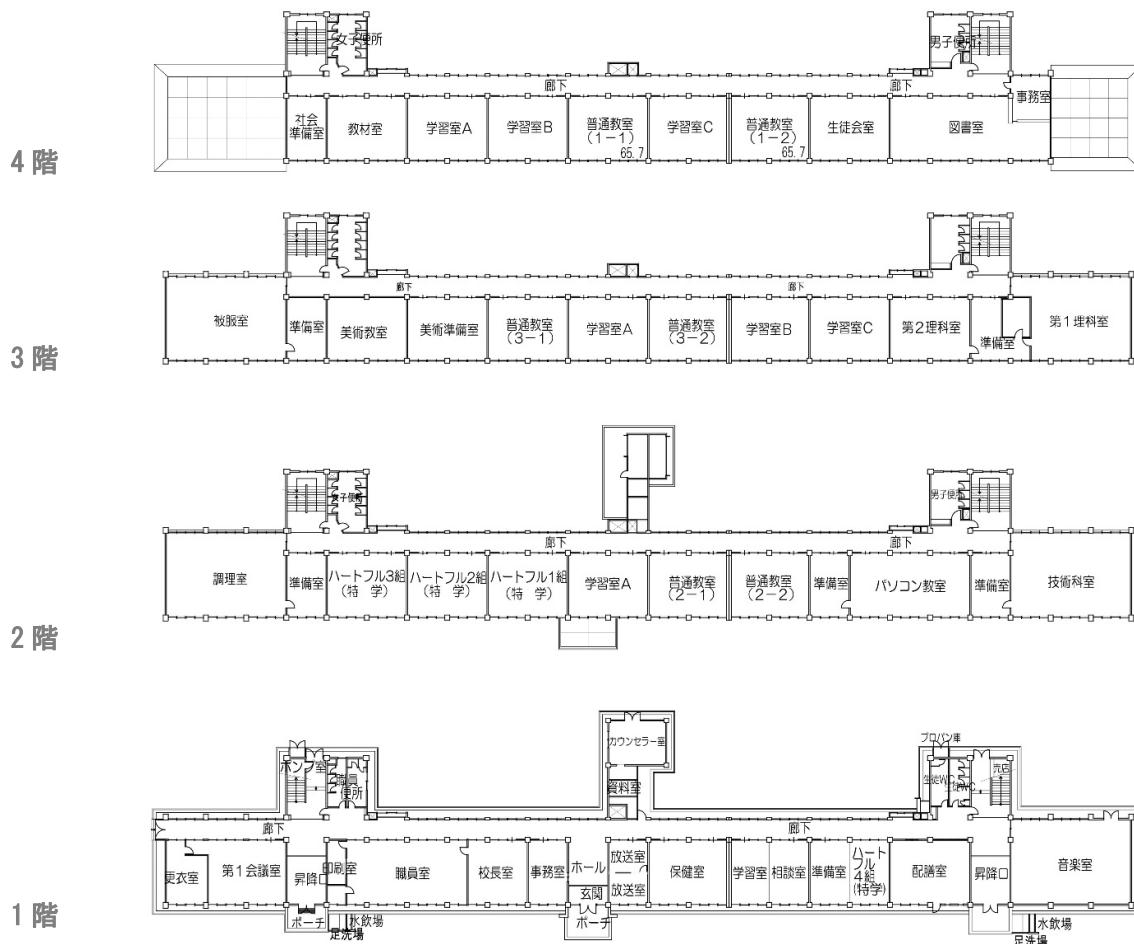


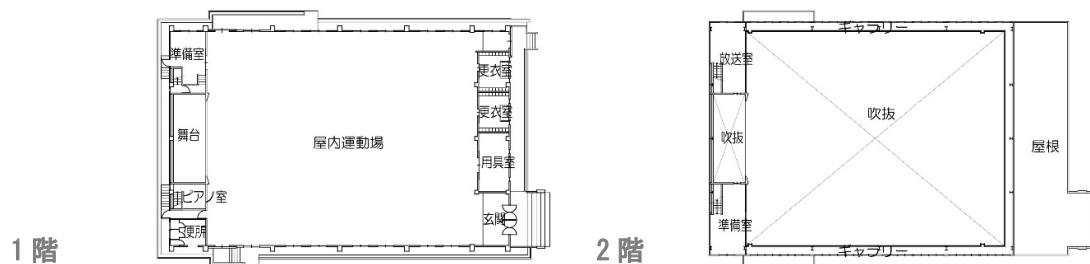
図 2-1：校地・校舎配置図

#### 4. 既存施設平面図

① 校舍



## ②屋内運動場



### ③武道場

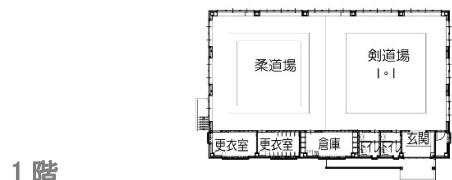


図 2-2：既存施設平面図

5. 現況写真（計画地・既存校舎等）



図 2-3：正門前市道から



図 2-4：下段南側市道から



図 2-5：下段グラウンド出入口



図 2-6：中段と下段をつなぐ既存構内通路



図 2-7：既存校舎全景



図 2-8：既存グラウンド全景



図 2-9：既存校舎内部



図 2-10：既存屋内運動場内部

## 2-3. 老朽化状況

既存中間中学校は、校舎が建築後約54年が経過しており、外壁のひび割れや雨漏り等の現象が発生し、部分的な老朽化対策や施設更新等の整備を実施してきました。

施設の健全度や劣化状況を適切に把握し評価するため、過去の耐震診断結果や耐震改修工事内容、学校施設台帳を参考とし、目視による実態把握・耐力度調査を実施しました。

項目毎に劣化状況の確認と劣化具合の写真により評価を行うとともに、経過年数による評価を行い、A・B・C・Dの4段階で評価します。

### 【評価指標】

		目視による評価 (屋根・屋上、外壁)	経年変化による評価 (内部仕上、電気設備、機械設備)		
良好	評価	基準	良好	評価	基準
	A	おおむね良好		A	20年未満
	B	部分的に劣化 (安全上・機能上：問題なし)		B	20～40年
	C	広範囲に劣化 (安全上・機能上：不具合発生の兆し)		C	40年以上
劣化	D	早急に対応する必要がある		D	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある

図2-11：評価指標

### 健全度の算定

健全度とは、目視による評価と経過年数による評価を基に、総合的に施設の健全度として数値化した評価指標です。部位のコスト配分を定め、100点満点で算定します。

$$\text{健全度} = \text{総和} (\text{部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分}) \div 60$$

### 【劣化状況評価】

※築年数は令和7年3月時点

建物名（棟番号）	建築年度	築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
特別教室棟（21-1）	1971	54	C	A	C	C	D	54
管理・教室棟（21-2）	1972	53	C	C	C	C	D	36
教室棟（21-3）	1973	52	C	B	C	C	D	46
屋内運動場（24）	1978	47	C	A	C	C	D	54
武道場（29）	2010	15	A	A	A	A	A	100

※資料：平成31年中間市学校施設長寿命化計画より抜粋

図2-12：劣化状況評価

## 2-4. 耐震診断状況

昭和56年以前の建築基準法（旧基準）に基づき建築された建物について、国が定めた耐震基準での耐震性能の診断と診断結果の公表が必要なことから、既存中間中学校については、平成22年に耐震診断を実施しました。耐震診断の結果、校舎が所定の強度を満たしていないことが判明したため、平成23年に耐震補強工事を行い、現在は、文部科学省が学校に求める耐震強度（Is値0.7）を満たしています。

### 【施設の耐震化状況】

建物名	構造	階数	延床面積	建築年	耐震	補強工事後 Is値	圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )
21-1・21-2棟 (特別管理教室棟)	RC	4	2,664m <sup>2</sup>	21-1棟：昭和47年3月 21-2棟：昭和48年3月	旧耐震	0.73	21.6
21-3棟 (教室棟)	RC	4	1,897m <sup>2</sup>	昭和49年3月	旧耐震	0.70	21.6
屋内運動場	S	2	975m <sup>2</sup>	昭和54年3月	旧耐震	0.71	—

※構造 | RC：鉄筋コンクリート造 S: 鉄骨造

※Is値（構造耐震指標）| 耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is値0.6以上で耐震性能を満たすとされる。文部科学省では学校の耐震強度はIs値0.7以上を推奨。

国土交通省	倒壊又崩壊する危険性	文部科学省	倒壊又崩壊する危険性
Is値 < 0.3	高い	Is値 < 0.3	高い
0.3 < Is値 < 0.6	ある	0.3 < Is値 < 0.7	ある
Is値 ≥ 0.6	低い	Is値 ≥ 0.7	低い

図2-13：施設の耐力化状況

## 2-5. 建築条件等

- ①用途地域 第一種住居地域
- ②建ぺい・容積率 60%・200%
- ③防火地域 建築基準法第22条区域
- ④日影規制 3時間／5時間 測定面：4.0m
- ⑤高さ制限 道路斜線 | 適用距離 20m・勾配 1.25  
隣地斜線 | 適用距離 20m・勾配 1.25  
北側斜線 | 対象外
- ⑥地域・地区等 中間市景観計画区域内
- ⑦前面道路幅員 南側 下大隈2号線 4.1～8.0m  
下大隈4号線 2.7～3.2m  
北側 村・猿喰線 4.4～5.1m
- ⑧周辺インフラ 公共下水道整備区域
- ⑨その他 中間市ハザードマップ | 浸水想定区域 0.5～3.0m（敷地の一部）

**B. 中間東中学校****2-6. 沿革（略歴）**

昭和 36 年 4 月 中間中学校から分離開校  
昭和 46 年 3 月 屋内運動場竣工  
昭和 51 年 3 月 校舎第 1 期工事完了  
昭和 52 年 3 月 校舎第 2 期工事完了  
昭和 53 年 3 月 校舎第 3 期工事完了  
昭和 54 年 3 月 校舎第 4 期工事完了  
昭和 55 年 3 月 部室棟竣工  
昭和 58 年 中間南中学校分離独立（東中 900 名、南中 780 名）  
平成 元 年 12 月 プール竣工  
平成 7 年 3 月 プール専用付属室竣工  
平成 元 年 12 月 木工準備室を設置  
平成 18 年 8 月 トイレ改善工事完了  
平成 20 年 8 月 トイレ改修工事  
平成 21 年 校舎耐震補強工事完了  
平成 21 年 屋内運動場耐震補強工事完了  
平成 22 年 12 月 武道場竣工  
平成 26 年 9 月 給食配膳室改修工事完了（給食開始）  
平成 27 年 9 月 校舎空調設備工事完了（普通教室）  
平成 27 年 9 月 屋内運動場非構造部材耐震補強工事完了  
平成 28 年 8 月 校舎空調設備工事完了（職員室、特別教室）  
平成 29 年 9 月 公共下水道接続工事完了  
令和 元 年 9 月 トイレ改修工事完了  
令和 2 年 2 月 特別教室空調設備設置工事完了（第一音楽室、第三理科室）  
令和 6 年 8 月 防排煙制御設備等改修工事完了

## 2-7. 概要

1. 所在地 福岡県中間市扇ヶ浦三丁目 21番1号

2. 面積 校地 | 建物敷地保有面積 7,238 m<sup>2</sup>

運動場用地面積 10,282 m<sup>2</sup>

その他面積 30,359 m<sup>2</sup>

総面積 47,879 m<sup>2</sup>

校舎 | 6,635 m<sup>2</sup>

屋内運動場 | 821 m<sup>2</sup>

武道場 | 449 m<sup>2</sup>

## 3. 校地・校舎配置図



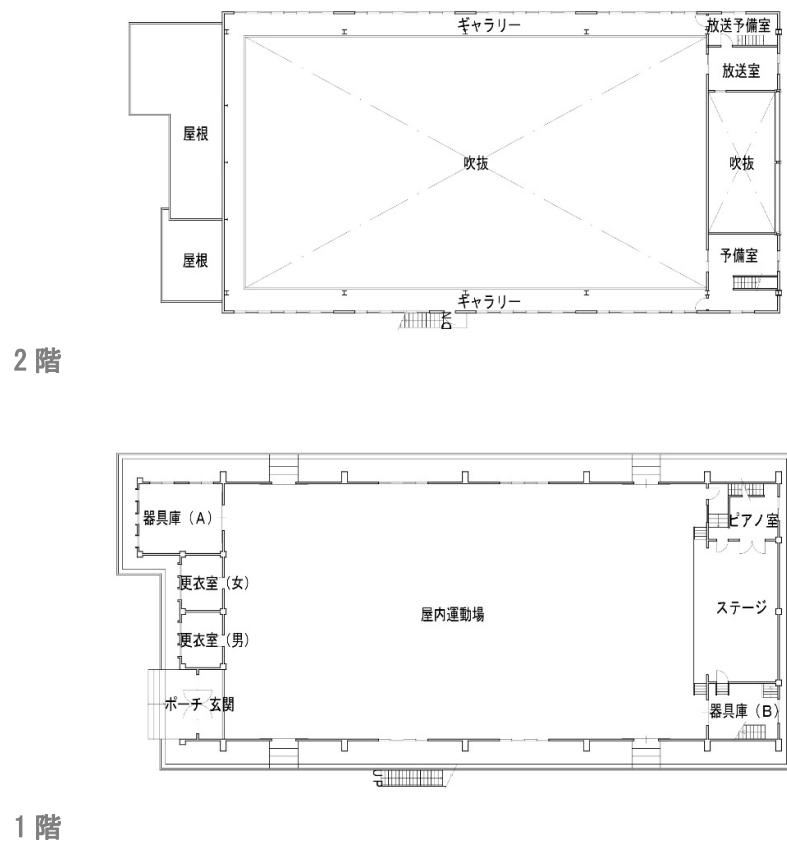
図 2-14：校地・校舎配置図

## 4. 既存施設平面図

## ①校舎



## ②屋内運動場



## ③武道場

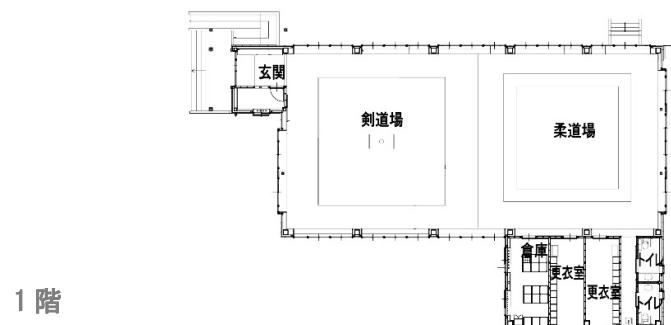


図2-15：既存施設平面図

5. 現況写真（計画地・既存校舎等）



図 2-16：正門側市道から



図 2-17：西側市道から



図 2-18：北側市道から



図 2-19：既存校舎全景



図 2-20：既存屋内運動場全景



図 2-21：既存グラウンド全景



図 2-22：既存校舎内部



図 2-23：既存屋内運動場内部

## 2-8. 老朽化状況

既存中間東中学校は、校舎が建築後約50年が経過しており、外壁のひび割れや雨漏り等の現象が発生し、部分的な老朽化対策や施設更新等の整備を実施してきました。

施設の健全度や劣化状況を適切に把握し評価するため、過去の耐震診断結果や耐震改修工事内容、学校施設台帳を参考とし、目視による実態把握・耐力度調査を実施しました。

項目毎に劣化状況の確認と劣化具合の写真により評価を行うとともに、経過年数による評価を行い、A・B・C・Dの4段階で評価します。

### 【評価指標】

		目視による評価 (屋根・屋上、外壁)		経年変化による評価 (内部仕上、電気設備、機械設備)			
良好	評価	基準		良好	評価	基準	
↑	A	おおむね良好		↑	A	20年未満	
	B	部分的に劣化 (安全上・機能上：問題なし)			B	20～40年	
	C	広範囲に劣化 (安全上・機能上：不具合発生の兆し)			C	40年以上	
↓	D	早急に対応する必要がある		↓	D	経過年数に関わらず 著しい劣化事象がある	
劣化				劣化			

図2-24：評価指標

### 健全度の算定

健全度とは、目視による評価と経過年数による評価を基に、総合的に施設の健全度として数値化した評価指標です。部位のコスト配分を定め、100点満点で算定します。

$$\text{健全度} = \text{総和} (\text{部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分}) \div 60$$

### 【劣化状況評価】

※築年数は令和7年3月時点

建物名（棟番号）	建築年度	築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
特別教室棟（24-1）	1975	50	B	C	D	C	D	28
管理・普通教室棟（24-2）	1976	49	B	D	C	C	D	31
管理・普通教室棟（24-3）	1977	48	C	B	C	C	D	46
特別・普通教室棟（24-4）	1978	47	B	B	C	C	D	49
屋内運動場（20）	1970	55	A	B	C	C	D	52
武道場（31）	2010	15	B	A	A	A	A	98

※資料：平成31年中間市学校施設長寿命化計画より抜粋

図2-25：劣化状況評価

## 2-9. 耐震診断状況

昭和56年以前の建築基準法（旧基準）に基づき建築された建物について、国が定めた耐震基準での耐震性能の診断と診断結果の公表が必要なことから、既存中間東中学校については、平成20年に耐震診断を実施しました。耐震診断の結果、校舎が所定の強度を満たしていないことが判明したため、平成21年に耐震補強工事を行い、現在は、文部科学省が学校に求める耐震強度（Is値0.7）を満たしています。

### 【施設の耐震化状況】

建物名	構造	階数	延床面積	建築年	耐震	補強工事後 Is値	圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )
24-1・24-2棟 (校舎)	RC	5	3,996m <sup>2</sup>	24-1棟：昭和51年3月 24-2棟：昭和52年3月	旧耐震	0.75	22.0
24-3・24-4棟 (校舎)	RC	4	2,902m <sup>2</sup>	24-3棟：昭和53年3月 24-4棟：昭和54年3月	旧耐震	0.70	17.6
屋内運動場	S ・ RC	2	821m <sup>2</sup>	昭和46年1月	旧耐震	0.79	17.6

※構造 | RC: 鉄筋コンクリート造 S: 鉄骨造

※Is値(構造耐震指標) | 耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is値0.6以上で耐震性能を満たすとされる。文部科学省では学校の耐震強度はIs値0.7以上を推奨。

国土交通省	倒壊又崩壊する危険性	文部科学省	倒壊又崩壊する危険性
Is値 < 0.3	高い	Is値 < 0.3	高い
0.3 < Is値 < 0.6	ある	0.3 < Is値 < 0.7	ある
Is値 ≥ 0.6	低い	Is値 ≥ 0.7	低い

図2-26：施設の耐力化状況

## 2-10. 建築条件等

- ① 用途地域 第一種低層住居専用地域
- ② 建ぺい・容積率 50%・80%
- ③ 防火地域 建築基準法第22条区域
- ④ 日影規制 2時間／3時間 測定面：1.5m
- ⑤ 高さ制限 道路斜線 | 適用距離 20m・勾配 1.25  
隣地斜線 | 適用なし  
北側斜線 | 適用距離 5m・勾配 1.25
- ⑥ 地域・地区等 中間市景観計画区域内
- ⑦ 前面道路幅員 西側 扇ヶ浦団地5号線 4.1～4.8m  
南側 池田団地7号線 6.6m  
南側 池田団地20号線 6.0～6.1m  
南側 池田団地21号線 6.3m  
東側 外扇・通谷線 10.4～11.1m  
北側 扇ヶ浦団地1号線 4.7～4.8m
- ⑧ 周辺インフラ 公共下水道整備区域
- ⑨ その他 建築物の高さの限度：10m  
外壁後退距離の限度：1.0m  
建築物の敷地面積の最低限度：165 m<sup>2</sup>



## 第3章 新中学校施設の再編整備

VISION FOR THE NEW SCHOOL

### 3-1. 上位計画・関連計画

学校再編計画は、上位計画や関連計画に基づく政策体系の一部です。まちづくり全体における学校施設の適正配置、財政運営、地域コミュニティ等自治体の政策全体と密接に関連する総合的な事業となります。次世代を見据えた長期的な視点から各施策との整合性を確保する一貫した学校再編計画を行い、良質な教育環境整備と地域づくりの一体的な推進を目指します。

#### 1. 中間市教育大綱（平成27年4月1日施行）※抜粋

##### 【基本理念】

**次世代を担う教育の実現～人を育むスポーツと文化の元気なまちづくり～**

##### 【基本方針】

###### **個を生かす学校教育の充実による確かな学力の育成**

- ・個に応じた指導方法や指導体制の工夫・改善を行い、児童生徒の学力向上及び定着を図ります。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育の充実・深化に努めます。
- ・安全で個性や能力を活かす教育環境づくりのため、学校施設の整備を進め、学校教育の充実を図ります。

###### **豊かな心と健やかな体の育成**

- ・児童生徒の豊かな心を育成するため、道徳教育の充実、人権教育の推進に努めます。
- ・児童生徒の健やかな成長と人格の形成を目指し、家庭・地域社会と密接な連携による生徒指導の充実を図り、信頼される学校づくりの推進に努めます。
- ・児童生徒の健康・体力の増進のため、健康教育及び食育の充実と体力づくりの推進に努めます。

###### **生涯学習を推進し、いきいきと楽しく、心がふれあう学びの社会の実現**

- ・市民が生涯を通して学ぶことができるいろいろな事業を積極的に実施し、青少年の健全育成や生きがいづくりの推進に努めます。
- ・子どもから高齢者までが身近にスポーツを楽しむことができる環境づくりをすすめ、市民の健康とスポーツの普及・振興を図ります。
- ・「明治日本の産業革命遺産」のあるまちとして郷土愛の醸成を図るとともに、貴重な史跡や文化財の継承を通して未来につながるまちづくりの推進に努めます。

## 2. 中間市第5次総合計画 ※抜粋

夢がかなうまち なかま 2024~2033（令和7年3月策定）

### 【施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧】

政策	施策	基本事業	重点	戦略
5 教育  人権を尊重し、 中間市の 未来を拓く 人材を育てる まちづくり	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上 2 豊かな心と体の育成 3 教育環境の充実	●	
	2 生涯学習・スポーツの推進	1 生涯学習の推進 2 生涯スポーツの推進 3 文化財の保護と活用 4 青少年教育・体験活動の啓発	● ●	
	3 男女共同参画社会の推進	1 男女共同参画社会実現に向けた啓発 2 男女に関する人権保護と相談体制の充実		
	4 人権尊重と人権教育の推進	1 市民や市内企業への人権教育・啓発 2 児童・生徒への人権教育・啓発	●	

### 【重点分野の概要】

5 教育  人権を尊重し、 中間市の 未来を拓く 人材を育てる まちづくり	教育環境の充実	ICT化などへの対応や安全・安心で快適な教育環境の実現及び学校規模の適正化に取り組みます。
	市民や市内企業への人権教育・啓発	「女性」「子ども」「高齢者」「性の多様性」など、さまざまな人権問題に対し、一人ひとりが考えるきっかけとなるよう効果的な事業を推進します。

図3-1：中間市第5次総合計画（抜粋）

### 3. 中間市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）※抜粋

#### 【 第2章 中間市の公共施設の実態 】

##### 4. 公共施設等の課題 (2) 大分類別の課題 ⑤学校教育系施設

###### < 施設の状況と課題 >

**状況** 学校施設は小学校6校、中学校4校の計10校に生涯学習課が別途管理する「中間東小学校開放事業トイレ」がある。学校施設には昭和56年前の旧耐震の建築物が多く含まれるが、文部科学省による学校施設の耐震化推進により必要な施設の耐震化への対応は完了している。

**課題** 少子化による児童・生徒数の減少に伴う空き教室等の発生が予想され、将来的な施設の有効利用の方策等について検討が必要である。将来の児童・生徒数や、国が示す「公立小学校・中学校的適正規模・適正配置等に関する手引」等を踏まえ、小学校、中学校的通学区域の見直しや集約化、複合化も含めた適正化を検討する。学校施設の更新及び大規模改修時に、学校区域施設である学童保育所やコミュニティ範域施設に分類される公共施設との複合化を検討する。

#### 【 第6章 類型別施設マネジメント方針 】

##### 1. 類型別施設方針 学校教育系施設

- ・将来の児童・生徒数、現在の整備位置及び国が示す「公立小学校・中学校的適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、統廃合、小・中一貫校の設立・建替え時の規模縮小等による縮減を検討する。
- ・個別計画を策定し、計画に沿って改修・統廃合の優先度を決定し、それぞれの状況に応じた実施時期を明確にする。

#### 4. 中間市学校施設長寿命化計画（平成31年3月策定）※抜粋

中長期的な視点で、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、児童生徒の安全性の確保や適正な教育環境の充実を図ることを目的として策定。学校施設の劣化状況を調査した結果、築40年以上の建物の老朽化が進んでおり、比較的健全度が高い中間北小学校と中間南中学校を除く、多くの学校が早急に対応する必要があることが判明した。現状の学校施設の規模や配置を維持する場合、改修を行なながら耐用年数経過後に現在と同じ規模で改築を行う事後保全型の維持管理（事後保全型）と、適切な時期に長寿命化改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図る予防保全型の維持管理（予防保全型）の40年間の維持・更新コストを試算したところ、総額は同等だが、30年目までは予防保全型の方が縮減されることが判明した。今後10年間の事業計画では、全ての学校施設を長寿命化するとした場合に比べ、長寿命化改修を築40年を迎える建物に限定し、築40年を経過した建物については部位修繕をするとした場合の方が事業費を抑えることができる。しかし、11年目以降に改築が必要となる。このため、「中間市学校施設整備方針」の検討状況を考慮しながら、より具体的な事業計画を検討し、長寿命化改修の優先順位等は改めて検討するものとする。

#### 5. 中間市学校施設再編基本計画（令和4年4月策定）※抜粋

##### 【第三章 基本計画案】

###### 1 地域の実情に適した将来に渡って持続可能な学校規模案

###### (1) 将来に渡って持続可能な学校規模の基本的な考え方

- ① 将来（※2040年）に渡って持続可能な学級数を確保できる学校規模
- ② きめ細やかな指導ができ学年全体で子供をみるための教員を適正に配置できる学校規模
- ③ 特別支援学級の子供たちや不登校、登校時間に来られない子供たちにきめ細やかな指導や支援ができる学校規模
- ④ 学年全体で生徒に寄り添い、手厚い教育ができる中学校1学年の学級数が3学級から4学級を確保できる学校規模
- ⑤ 限りある財源を子供たちの学びや生活に集中させ、活動の幅を広げることができる学校規模
- ⑥ 子供たちの安全安心な登下校を第一に考えた通学区域、通学方法を検討できる学校規模

### (5) 学校施設再編による目指すべき未来の学校の方向性

- ① 学校施設の充実だけでなく、学校全体として適切に教員が配置される教育環境の充実を目指す
- ② これまで培ってきた一人一人に寄り添う教育活動が、新しい環境下でも充分に取組むことができる教育環境の充実を目指す
- ③ ICT教育などの学びや生活環境の変化など、さまざまなニーズに対応できる充実した環境での教育の質の向上を目指す
- ④ 不登校や学校生活に不安を感じる児童生徒のため、校内適応指導教室や相談室などの施設の充実、専門家による相談体制の充実を目指す
- ⑤ 諸事情を抱えた児童生徒が、安全安心に登下校できる通学区域の設定、通学方法、充実した支援の体制の構築を目指す
- ⑥ 特別支援教育が、落ち着いた環境下で実施できるよう施設面及び支援員の充実を目指す
- ⑦ 学校施設の複合化を視野に地域コミュニティの核としての教育環境の充実を目指す

## 【 第五章 学校施設再編の実施に向けた方策 】

### 1 課題に対する検討

- (1) 再編時の校舎などの施設整備について
- (2) 通学区域について
- (3) 児童生徒の通学について
- (4) 通学路の安全について
- (5) 校舎建設中の教育環境について
- (6) 給食の実施について
- (7) 学校間の交流
- (8) ICT教育の推進について
- (9) 教職員配置などの配慮
- (10) 部活動の充実について
- (11) 学用品について
- (12) 新たな協力体制の構築について
- (13) 跡地の利用について

## 6. 中間市学校施設整備方針

～学校施設の整備に向けた基本的な考え方～(令和7年1月策定) ※抜粋

### 【 整備方針の目標 】

子供たちが通いたい学校、保護者が通わせたい学校、教職員が働きたい学校となるよう、これからの中間市教育に対応できる学校施設を目指す

### 【 学校の目指すべき姿 】

学校施設再編を通じて教育環境を充実させることで、教員の授業力・指導力が最大限に発揮され、子供たちが楽しく学び学力を高め、保護者が安心して通わせ、子供たちの成長を実感できる、これが目指すべき学校像

### 【 本市が示す教育の方向性 】

中間市教育大綱の基本理念である「次世代を担う教育の実現」を目指す

### 【 学校施設整備に向けた基本的な考え方】

- ・児童生徒が安全安心に学び生活できる環境の構築
- ・敷地の形状や安全性、有効敷地面積の最大限の活用や財源等の有効活用
- ・小中学校の連携を深めた教育の推進及び周辺環境との連携

### 【 新中学校施設配置（中間中学校・中間東中学校敷地）選定の理由 】

#### 両方に関する選定理由

- ・中学校を東西に各1校配置し、かつ市の中心部に近い2校とすることで、市内全域を現在の校区範囲である概ね3km圏内に網羅し、通学負担を軽減させることができる。また、通学方法は現在と同様の徒歩や自転車を基本とした検討が可能である。
- ・市の中心部に近い2校とすることで、通学に配慮した校区設定ができるとともに、将来にわたって持続可能な学級数を2040年でも維持することができる学校づくりが可能となる。
- ・人口減少が進み、2040年以降の将来に更なる再編を要することとなった場合、本再編における学校施設の配置を市の中心部に近い2校とすることで、更なる再編における学校施設の配置に関する選択肢が増える。

- ・中間中学校敷地の一部に浸水想定区域の指定があるものの、中間中学校敷地の校舎及び運動場部分、中間東中学校敷地の全部に浸水想定区域及び土砂災害警戒・特別警戒区域の指定は無いため、安全安心な環境において教育活動を行うことができる。被災時には避難所としての役割を担うことができる。

#### 中間中学校敷地に関する選定理由

- ・自然や歴史環境豊かな地域にあって、球場や交流施設等が隣接するなど、学習及び生活により良い環境において、特色ある教育活動を行うことができる。
- ・今後の可能性として、必要面積を確保することができれば、再編による新小学校と敷地一体型として整備し、小中の連携を深めた教育を行う特色ある学校の設置を検討することができる。

#### 中間東中学校敷地に関する選定理由

- ・学校施設整備に係る条件を精査した結果、設計及び施工方法等により中間東中学校敷地における整備が可能であり、法面整備費を除けば、整備費用は中間南中学校敷地における整備費用と概ね同額であると分析することができた。
- ・東部地域の多くを現在の校区範囲である概ね 3 km圏内に網羅することができる中央部に位置するため、全方位からの通学が可能となり、通学の安全性の確保や通学負担を軽減させることができる。
- ・法面整備を行うことにより、近隣地域の環境整備や通学しやすさの向上に繋げることができる。

### 3-2. 計画コンセプト

#### 地域とともに未来を拓き育む、次世代の新中学校

新中間中学校（仮称）及び新中間東中学校（仮称）は、市の中心部に近接し、交通の利便性が高く、人・まち・地域とのつながりが強い地域に立地しています。現状の敷地が抱えている課題を早期に解決することで、良質な教育環境を確保します。また、地域が主体的・多元的に参加しながら、地域全体で創り上げる新しい中学校は、新たな地域コミュニティの拠点として地域の活性化に寄与します。

### 3-3. 基本方針

持続可能な未来志向の学校として、個々の可能性を引き出し、生きる力を育む場づくりを行います。主要施設との連携や災害時における防災計画等の広域的なまちづくりの視点を踏まえた4つの基本方針を掲げ、地域コミュニティの核となる拠点を目指します。

#### 4つの基本方針

##### 1. 安全・安心な学びの場

- 最新の技術や独自のノウハウを駆使し、敷地高低差や既存擁壁及び法面、狭隘なアクセス道に対する課題を解決。
- 子どもファーストの安全な施設づくりと保護者や地域から信頼される環境を整備。



##### 2. 未来を見据えた計画

- ICTやインクルーシブ教育等、多様な学びやニーズに対応する柔軟な施設づくり。
- 子どもたちが主体的に学び成長できる環境づくり。
- 教職員が最大限に能力を発揮できる空間づくり。



##### 3. 地域とともにある学校

- 美しく長閑な自然景観と産業革命遺産等の歴史・文化を継承する学校づくり。
- 地域社会や地域コミュニティとの接点となり、まちづくりの拠点としても貢献できる新たなまちのシンボル。



##### 4. 環境・防災・経済性

- 施設や地域特性を考慮した明るく心地よい生活・学習空間=地球にやさしい学校づくり。
- 災害時を想定した万全の防災施設計画。
- 徹底したコストマネジメントと工程管理。



図3-2：新中学校施設の再編整備における4つの基本方針

### 3-4. 施設整備手法の検討

#### 1. 教育環境のあり方について

学校施設の目指すべき姿として、児童・生徒が安全かつ快適に学ぶことができる教育環境の充実を図ることが重要です。また、習熟度別指導や少人数指導、特別支援教育等、児童・生徒一人ひとりの教育的なニーズに応えることができる施設整備が求められています。

既存校舎の改修では、構造上の制約から大規模な空間構成の変更は困難と考えられます。さらに、多様な学習に対応できる環境の構築以前に、バリアフリー化や空調整備、トイレ改修等安全に施設を利用できるよう環境整備を早急に図る必要があります。

新築とする場合、「アクティブラーニング」<sup>\*1</sup> や「STEAM 教育」<sup>\*2</sup> に最適な空間構成により、現代の教育ニーズに対応した施設整備が可能です。また、「ラーニングコモンズ」<sup>\*3</sup> や「メーカースペース」<sup>\*4</sup> など、21世紀型スキル育成に必要な多様な学習環境を計画することも可能です。

\*<sup>1</sup> アクティブラーニング：学修者の積極的な授業への参加を促す授業や学習法の総称。主体的・対話的で深い学びのこと。

\*<sup>2</sup> STEAM 教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の頭文字を表す。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習を推進する教育。

\*<sup>3</sup> ラーニングコモンズ：複数の児童・生徒が集まり、電子情報や印刷物も含めた様々な情報資源を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能とする場所。

\*<sup>4</sup> メーカースペース：児童・生徒が主体的に学び、創造的な活動を行うため、自由に使えるパソコンや 3D プリンターなどのデジタルファブリケーション機材や工具を備え、児童・生徒の興味に基づいたものづくりを行う場所。

#### 2. 長寿命化改修と新築（建替え）について

学校施設は児童・生徒が学び、生活する空間であるとともに、地域コミュニティの拠点となるものです。施設整備においては、さまざまな時代のニーズに対応できる充実した教育環境を、地域とともに構築していくことが重要です。一方で、学校施設は市民の財産であることから、保有財産の有効活用やライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を含め、最善の方法を検討する必要があります。

このことから、学校施設の整備手法として「長寿命化改修」と「新築（建替え）」を多角的に比較検討し、最適な整備手法を選定します。

### 3. ライフサイクルコスト（LCC）の比較

ライフサイクルコスト<sup>5</sup>（以下「LCC」という。）について、中間市学校施設長寿命化計画（平成31年3月策定）のLCC試算結果を活用し、長寿命化改修の場合のLCCを再試算したところ、40年間で累計222億円（年平均5.55億円）が必要となります。これは、中学校4校を長寿命化改修し今後30年後に改築するまでの経費を含むものです。一方、新築する場合のLCCは、80年間で累計404億円（年平均5.05億円）が必要となります。これは、新中学校2校を建設・運用・保全・解体処分するまでの経費を含むものです。以上の結果より、新築する場合、平均で年間0.5億円、40年間で約20億円のコスト削減が見込まれます。

<sup>5</sup> ライフサイクルコスト：建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計。

### 4. 耐力度調査の結果

#### 調査の目的

建物の構造耐力・老朽化の進行度・立地条件を総合的に評価し、建物の安全性や改築の必要性を判断するために実施しました。なお、調査の結果は、国庫補助事業の対象建物を特定するための重要な基準となります。

#### 評価項目と方法

調査は次の3つの大項目で構成され、それぞれの評点を掛け合わせて総合評価（10,000点満点）を算出します。

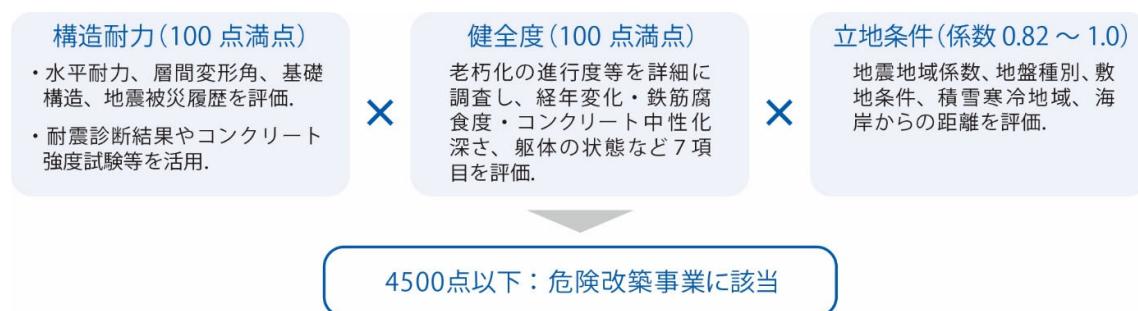


図3-3：耐力度調査の評価項目と方法

#### 調査結果の活用

一般的に耐力度調査結果は、建物の耐力度を数値化し、改築の必要性を判断する基準となります。特に、構造耐力が不足している建物や健全度が低い建物は、危険改築事業の対象となります。

## 調査の特徴

耐震診断が地震に対する建物の強度・安全性を評価するのに対し、耐力度調査は、老朽化や環境要因も含めた総合的な評価となります。

## 調査結果

	1期	2期	3期	4期
中間中学校	4467点	4798点	4326点	
中間東中学校	4035点	4492点	3886点	4326点

図3-4：耐力度調査の総合評価表

中間中学校は校舎の1期及び3期工事の範囲、中間東中学校は校舎のすべての範囲が耐力度調査における評価点数4500点以下であることから、生徒の教育環境としては、十分な安全性を確保できていない状態である可能性が高いと考えられます。

### 【施設の老朽化状況】



図3-5：既存施設の老朽化状況

## 5. 施設整備手法の方針

新たな学校の建設は、教育の質の向上・地域コミュニティの活性化・長期的な財政効率化・安全性の確保等の多面的な価値を生み出す、地域の未来を見据えた戦略的投資と捉えられることから、本事業では「新築」による施設整備手法を選定します。新築校舎という「次世代への希望の象徴」を掲げることで、関係者の前向きな参画を促し、より円滑な合意形成が可能となると考えます。生徒の学びの場づくりとともに、地域の持続的発展を支える基盤としての学校施設整備を実現します。

### 3-5. 施設整備計画の検討

#### 1. 施設計画の方向性について

本事業における2校の計画地は、敷地内段差や狭隘なアクセス道、擁壁や法面の劣化等様々な課題を抱えています。各計画地の現況を把握し、対応策を踏まえ、新中学校に必要と考えられる機能について検討し、敷地の形状や施設整備の考え方を整理します。

#### 2. 施設配置の比較検討

敷地面積や形状・施設規模・配置ゾーニング・動線計画等について比較検討し、実現可能な施設整備計画を選定します。

##### A. 新中間中学校（仮称）

配置パターン	① 全面造成（約25,000m <sup>2</sup> ）※開発有	② 部分造成①（約950m <sup>2</sup> 未満）※開発無	③ 部分造成②（約950m <sup>2</sup> 未満）※開発無
【凡例】 ■ 駐車場 ← 歩行者・自転車 ← 車両			
敷地内段差	○ 上段及び下段を中段のレベル（TP=13.7）に摺合せることで、全面フラットに整備。	△ • 既存の敷地内段差（3段）は存置。 • 各段差部分を直接行き来できる屋外階段及びスロープを設置。	△ • 既存の敷地内段差（3段）は存置。 • 各段差部分を直接行き来できる屋外階段及びスロープを設置。
アクセス動線	○ • 車両：正門及び南側市道からの2経路を確保。 • 歩行者・自転車：正門及び南側市道からの2経路を確保。 • 北側及び南側の市道を拡幅。	△ • 車両：正門からの1経路を確保。 • 歩行者・自転車：正門及び南側市道からの2経路を確保。 • 下段にロータリーと駐車場を整備し送迎の混雑を緩和。	△ • 車両：正門からの1経路を確保。 • 歩行者・自転車：正門及び南側市道からの2経路を確保。 • 下段にロータリーと駐車場を整備し送迎の混雑を緩和。
工期・工事等	×	△ • 既存屋内運動場と既存武道場の改修工事が必要。	○ • 新校舎とともに屋内運動場と武道場の建設を行うため、最も効率的に建替えが可能。
コスト	×	○ • 開発行為（市道拡幅・造成工事等）に係る費用が莫大。 • 仮設校舎に係る費用が不要。	○ • 既存敷地レベルの有効活用により、造成工事に係る費用を縮減。 • 仮設校舎に係る費用が不要。

図3-6：配置ゾーニング比較検討表

中間中学校への狭隘なアクセス道は、開発許可基準を満たしていないため、大規模な敷地の造成を行わず、開発許可を必要としない整備を行います。中段に新校舎を配置することで、計画地を最大限に有効活用したゾーニングが可能な配置パターン③案で計画を進めます。現状の敷地高低差を活かした建物配置により、仮設校舎を不要とし、効率的な動線計画と最小限の造成計画を実現します。また、遠賀川西部地域分を担う学校給食施設を併設し、小学校や学童保育所の将来併設スペースを確保します。

## B. 新中間東中学校(仮称)

配置パターン	①全面造成(約28,000m <sup>2</sup> )※開発有	②部分造成①(約2,450m <sup>2</sup> )※開発有	③部分造成②(約250m <sup>2</sup> )※開発無
【凡例】 ■造成範囲 ■駐車場 ➡歩行者 ➡自転車 ➡歩行者 ➡車両			
敷地内段差	○ <ul style="list-style-type: none"><li>既存のグラウンドレベルに摺合せることで、全面フラットに整備。</li><li>有効面積の拡大により広いグラウンドを確保。</li></ul>	△ <ul style="list-style-type: none"><li>既存の敷地内段差(2段)は存置。</li><li>計画建物レベルからグラウンドにアクセスする屋外階段及びスロープを整備。</li></ul>	△ <ul style="list-style-type: none"><li>既存の敷地内段差(2段)は存置。</li><li>計画建物レベルからグラウンドにアクセスする屋外階段及びスロープを整備。</li></ul>
アクセス動線	○ <ul style="list-style-type: none"><li>車両：正門及び東側市道からの2経路を確保。</li><li>歩行者：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保。</li><li>自転車：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保。</li></ul>	△ <ul style="list-style-type: none"><li>車両：正門及び東側市道からの2経路を確保。</li><li>歩行者：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保。</li><li>自転車：正門及び北・南側市道からの3経路を確保。</li></ul>	✗ <ul style="list-style-type: none"><li>車両：正門からの1経路のみ。(狭隘なため離合が困難)</li><li>歩行者：正門及び東・北・南側市道からの4経路を確保。</li><li>自転車：正門及び北側市道からの2経路を確保。</li></ul>
工期・工事等	✗ <ul style="list-style-type: none"><li>造成工事期間が必要。</li></ul>	△ <ul style="list-style-type: none"><li>構内通路の工事期間が必要。</li></ul>	○ <ul style="list-style-type: none"><li>最小限の工事期間。</li></ul>
コスト	○ <ul style="list-style-type: none"><li>全面造成によって学校給食施設(遠賀川東部地域分)の建設が可能になるなど、費用対効果が高い。</li></ul>	△ <ul style="list-style-type: none"><li>別の土地に学校給食施設を建設する必要があり、配送等の維持管理費用が増大。</li></ul>	△ <ul style="list-style-type: none"><li>別の土地に学校給食施設を建設する必要があり、配送等の維持管理費用が増大。</li></ul>

図3-7：配置ゾーニング比較検討表

新中間東中学校（仮称）は、遠賀川東部地域の中央に位置しており、どの方向からも安全に通学できるよう、計画地の全面的な造成により、全ての敷地内段差を解消するとともに、多方向からのアクセス動線を確保できる配置パターン①案で計画を進めます。また、全面的な造成により広いグラウンドを整備するとともに、遠賀川東部地域分を担う学校給食施設を併設し、今後の小学校再編時の財政負担を軽減します。なお、中間南中学校の施設を使用した一時統合などにより既存校舎位置に新校舎を建替え可能な計画とします。

### 3-6. 学校給食施設

#### 1. はじめに

学校給食法の目的は「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関する必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」とされており、この目的を実現するために次の目標が達成されるよう努めなければならないとされています。

1. 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
2. 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
3. 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
4. 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることの理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5. 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んじる態度を養うこと。
6. 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
7. 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

このように、学校給食は、生徒の心身の健全な発達に役立つだけでなく、健康・教育・福祉・地域との連携といった多面的な役割を担う制度であるとともに、学校教育の一環として重要な役割を果たしています。

このため、こどもたちの心と身体の健やかな成長を支えると同時に、持続可能な社会づくりにも貢献する学校給食施設のあり方を検討します。

## 2. 現在の運用について

中間市立中学校の給食は、児童・生徒等の食数や小学校給食調理室の規模等により小学校と中学校を組み合わせ、小学校で調理して中学校に配送する「親子方式」による完全給食を実施しています。

### 【小学校から中学校への給食配送(親子方式)】



図 3-8：現在の給食配送関係図

### 3. 学校給食施設の配置及び運用の検討

中学校再編はもとより、今後の小学校再編を視野に入れ、これからの中学校施設にとって最適な提供方式を検討することが重要です。また、現在の小学校に設置されている給食施設の老朽化が著しく、早急な対応が必要であることを踏まえ、学校給食の整備方針について比較検討します。

【学校給食施設の整備方針・提供方式一覧表】

項目	A 自校方式	B 親子方式①	C 親子方式②	D センター方式
設置場所	各校毎	新中間中学校(仮称)： 遠賀川西部地域の小学校へ配達  新中間東中学校(仮称)： 遠賀川東部地域の小学校へ配達	小学校に配置し 中学校2校へ配達	中間北中学校 ※現時点での想定
整備時期	各校建設時	中学校建設時	小学校建設時 ※将来対応	中学校建設時
計画・整備方針	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法48条の用途制限解除許可が不要</li> <li>調理場や調理員の「見える化」による身近な食育環境の充実</li> <li>衛生管理のしやすさ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も早期に運用開始が可能</li> <li>市の中心部に近い新中学校の両校に給食施設を設置することで、効率的な配送が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業における建設費への影響がない</li> <li>中学校の施設面積にある程度の余裕を持たせた計画が可能(駐車場スペース等)</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が著しい小学校の給食施設への対応が別途必要</li> <li>各校毎に維持管理コスト(建設費・人件費)がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法48条の用途制限解除許可が必要</li> <li>本事業における建設費の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が著しい小学校の給食施設への対応が別途必要</li> <li>建築基準法48条の用途制限解除許可の変更手続きが必要</li> </ul>
提供方式	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>できたてを提供可能</li> <li>アレルギー対応や行事食等に柔軟に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鮮度や温かさを比較的確保可能</li> <li>調理施設の面積を確保できない小規模校でも給食を提供可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量調理によるコスト削減と効率化</li> <li>運営が容易(一括管理)</li> </ul>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>非効率になりやすい</li> <li>各校毎の設備更新や衛生管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配送に掛かる時間により味や温度が変わる</li> <li>個別対応が難しい</li> <li>子校側に再加熱設備や配膳スペースが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>味や温度が低下しやすい</li> <li>個別対応が難しい</li> <li>被災すると全校に影響</li> </ul>
食事の鮮度等	◎	最も優れる	○ 比較的良好	△ 冷めやすい
個別対応の柔軟性	◎	その場で対応可	△ ある程度可能	✗ 難しい
地場産品活用や行事食等	◎	反映しやすい	○ ある程度可能	△ 献立が画一的
食育	◎	食育に直結	△ ある程度可能	✗ 機会が少ない
コスト(初期・維持)	△	設備投資・人件費が高い	○ 標準的	◎ 効率が高い
災害時対応力	○	学校単位で対応可	△ 相手校の状況に左右される	✗ 機能停止の場合全校に影響する
管理負担	△	個別対応必要	○ 標準的	◎ 一元管理
適している事例	中規模～大規模 (食育重視)	小中規模の複数校が近隣にある場合		広域で多数の学校を網羅する場合

図3-9：学校給食施設の整備方針の比較検討

#### 4. 今後の施設整備の方向性

給食施設の整備方針と提供方式の比較検討を踏まえ、項目B：親子方式①の計画を推進します。新中間中学校（仮称）及び新中間東中学校（仮称）の両校に学校給食施設を新設することで、こどもたちの食生活をより豊かにする食育環境を実現します。また、早期に運用を開始することで、災害時の炊き出し等が可能となり、地域防災拠点（避難所）としての機能強化に貢献する計画とします。

##### A. 新中間中学校（仮称）

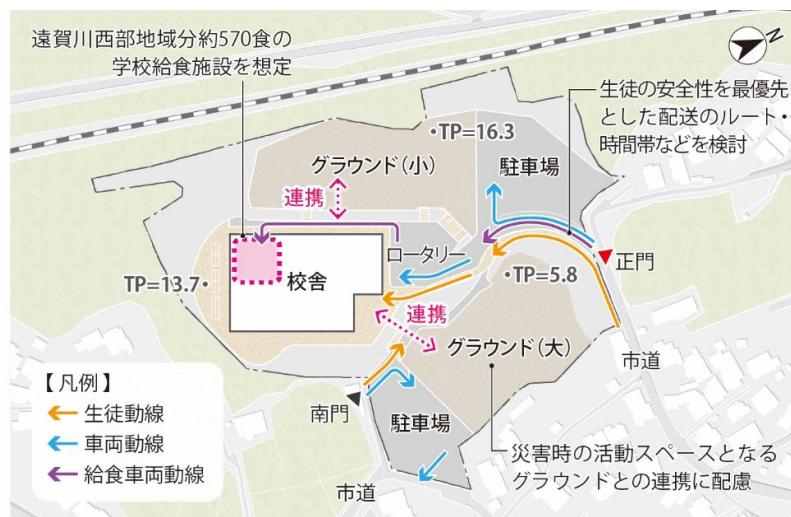


図3-10：学校給食施設の整備イメージ

##### B. 新中間東中学校（仮称）

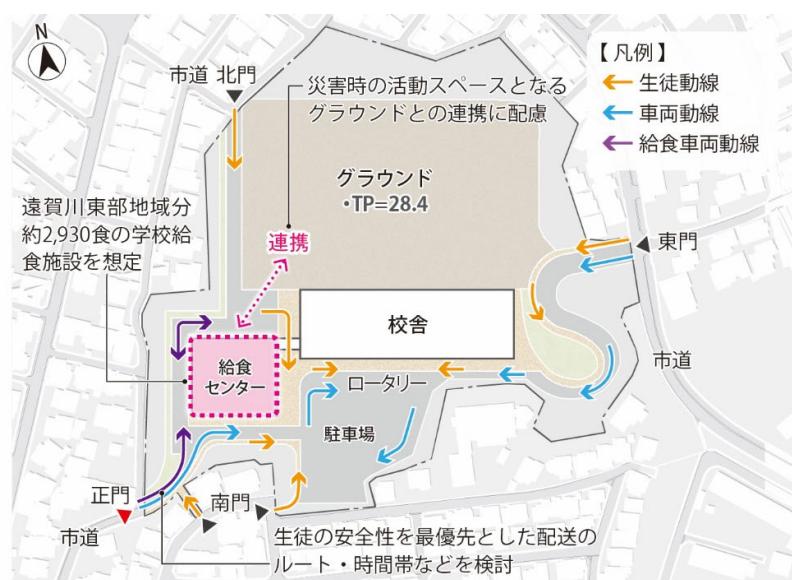


図3-11：学校給食施設の整備イメージ



## 第4章 施設計画

SCHOOL FACILITY PLAN

## A. 新中間中学校(仮称)

### 4-1. 施設規模の整理

#### 1. 中学校と付帯施設の必要諸室

現時点での学校規模、生徒数、将来対応等を踏まえ、以下の諸室を想定します。

室名	設置数	備考	面積(m <sup>2</sup> )
<b>校舎棟</b>			
教室	普通教室	9	約 1,000 m <sup>2</sup>
	少人数教室（各学年1部屋）	3	
	通級学級教室	2	
	特別支援学級教室	4	
	多目的スペース	適宜	
	トイレ	適宜	
	教具室	4	
特別教室 ※準備室も 設置	図書室	1	約 1,600 m <sup>2</sup>
	家庭科室（調理）	1	
	家庭科室（被服）	1	
	理科室	2	
	視聴覚室	1	
	音楽室	1	
	美術室	1	
多目的機能	技術室	2	約 1,100 m <sup>2</sup>
	ホール	適宜	
	多目的スペース	適宜	
管理	多目的室（学習室）	適宜	約 1,700 m <sup>2</sup>
	職員室	1	
	校長室	1	
	事務室	1	
	保健室	1	
	カウンセラーア室	1	
	放送室	1	
	備蓄倉庫	適宜	
	会議室	1	
	生徒会室	1	
	相談室・生活指導室	適宜	
	給食施設（調理室等）	適宜	
	配膳室	適宜	
	倉庫	適宜	
共用	管理諸室	適宜	約 1,300 m <sup>2</sup>
	地域利用	適宜	
	昇降口	1	
	生徒用トイレ	適宜	
<b>校舎棟合計</b>			約 6,700 m <sup>2</sup>
<b>屋内運動場</b>			
	屋内運動場	1	約 2,000 m <sup>2</sup>
	武道場	1	
	ステージ	適宜	
	更衣室・トイレ	適宜	
	器具庫	1	
	部室	適宜	
<b>屋内運動場合計</b>			約 2,000 m <sup>2</sup>
<b>施設合計</b>			約 8,700 m <sup>2</sup>

図 4-1：中学校と付帯施設の必要諸室一覧表

## 2. 中学校と付帯施設の必要諸室（小学校を併設した場合）※参考

現時点での学校規模、児童・生徒数、将来対応等を踏まえ、以下の諸室を想定します。

室名	設置数	備 考	面積(m <sup>2</sup> )
<b>校舎棟</b>			
教室 (中学校)	普通教室	9	約 1,100 m <sup>2</sup>
	少人数教室（各学年1部屋）	3	
	通級学級教室	2	
	特別支援学級教室	4	
	多目的スペース	適宜	
	トイレ	適宜	
	教具室	4	
教室 (小学校)	普通教室	12	約 1,300 m <sup>2</sup>
	少人数教室	6	
	通級学級教室	2	
	特支学級教室	4	
	多目的スペース	適宜	
	トイレ	適宜	
特別教室 ※準備室も 必要	図書室	1	約 2,400 m <sup>2</sup>
	ランチルーム	1	
	家庭科室（調理）	1	
	家庭科室（被服）	1	
	理科室	3	
	視聴覚室	1	
	音楽室	2	
	美術室	2	
	技術室	2	
	ホール	適宜	約 2,200 m <sup>2</sup>
多目的機能	多目的スペース	適宜	
	多目的室（学習室）	適宜	
管理	職員室	2	約 2,400 m <sup>2</sup>
	校長室	2	
	事務室	1	
	保健室	2	
	カウンセラー室	2	
	放送室	1	
	備蓄倉庫	適宜	
	会議室	2	
	児童・生徒会室	2	
	相談室・生活指導室	適宜	
	給食施設（調理室等）	適宜	
	配膳室	適宜	
	倉庫	適宜	
	管理諸室	適宜	
共用	地域利用	適宜	約 2,300 m <sup>2</sup>
	昇降口	2	
	生徒用トイレ	適宜	
	エレベーター	1	
<b>校舎棟合計</b>			約 11,700 m <sup>2</sup>
<b>屋内運動場</b>			
	屋内運動場	1	約 2,000 m <sup>2</sup>
	武道場	1	
	ステージ	適宜	
	更衣室・トイレ	適宜	
	器具庫	1	
	部室	適宜	
<b>屋内運動場合計</b>			約 2,000 m <sup>2</sup>
<b>施設合計</b>			約 13,700 m <sup>2</sup>

図 4-2：中学校と付帯施設の必要諸室（小学校を併設した場合）一覧表

## 4-2. 造成計画

### 1. 全体方針

開発許可を不要とする最小限の造成により、敷地内段差への対応・アクセス動線の整備を行い、生徒が安心かつ安全に登下校が可能な計画とします。

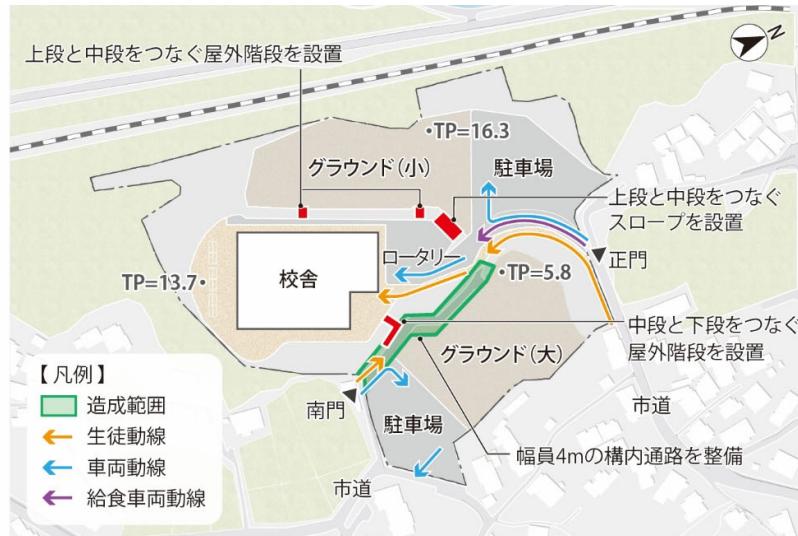


図4-3：敷地内段差への対応とアクセス動線の整備

### 2. 既存の法面・擁壁の整備

法面・擁壁整備においては、地盤条件・法面高さと勾配・周辺環境への影響・工期と経済性・維持管理の容易さ・景観との調和等の要素を総合的に検討し、整備手法を検討します。

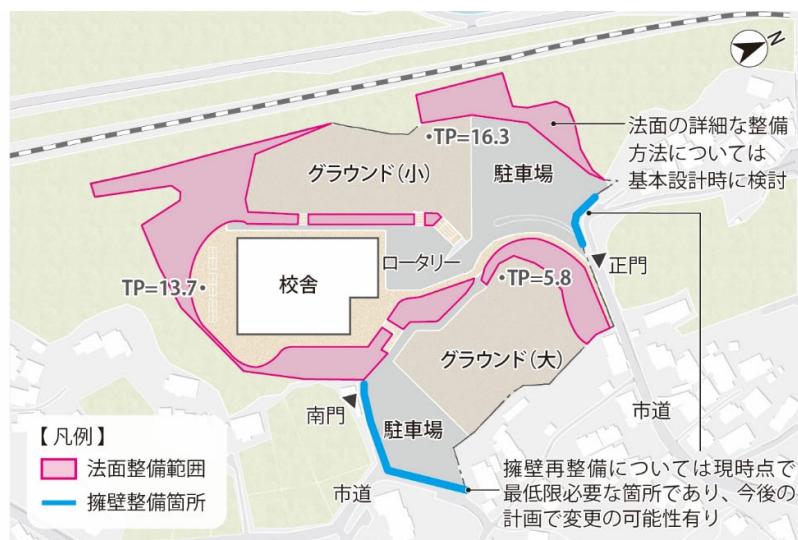


図4-4：既存の法面・擁壁の整備

## 4-3. 配置計画

### 1. 配置ゾーニング

新校舎棟を敷地の中段面に配置することで、利便性・アクセス性の向上、JR本線から十分に離隔することによる学習環境の確保、仮設校舎を不要とする計画を実現します。段差の部分には、構内通路や屋外階段・スロープを設置し、各レベルにアクセスしやすい安全な動線を確保します。また、小学校や学童保育所の併設を見据えたスペースを確保し、将来的な小学校の設置に柔軟に対応できる配置計画とします。

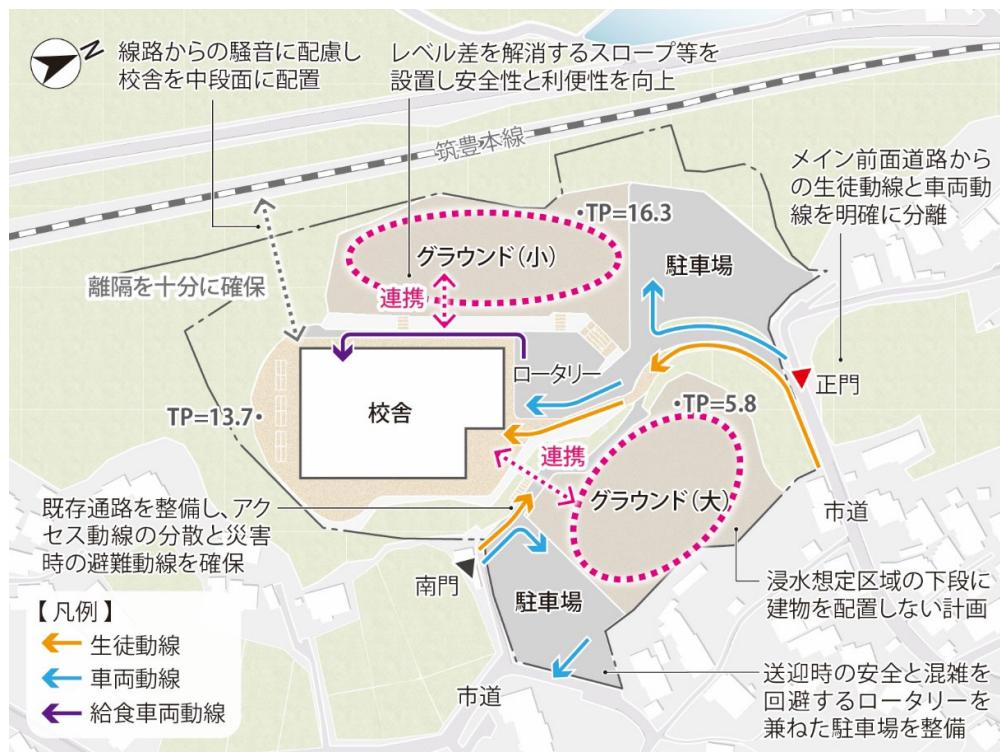


図4-5：配置ゾーニングイメージ

## 4-4. 平面計画

### 1. 平面ゾーニング

誰もが使いやすい、合理的かつ効率的なゾーニングを基本とします。敷地高低差や登下校時のアクセス動線等を考慮した計画とします。

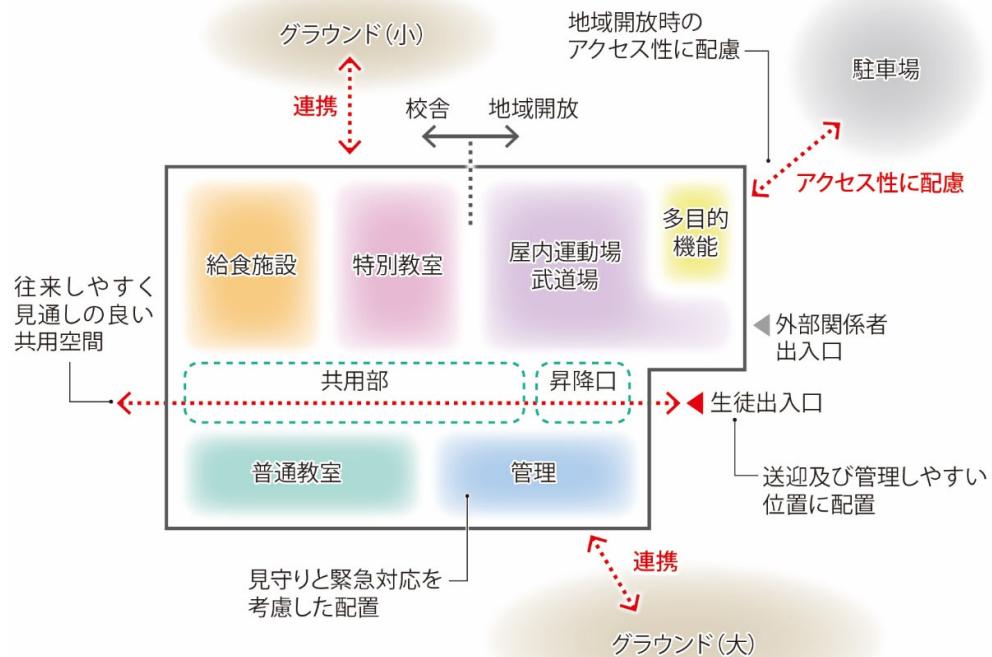


図 4-6：平面ゾーニングイメージ

## 4-5. 施設断面構成

校舎の階数は、必要諸室リストに基づき、地上3階建て程度を想定します。

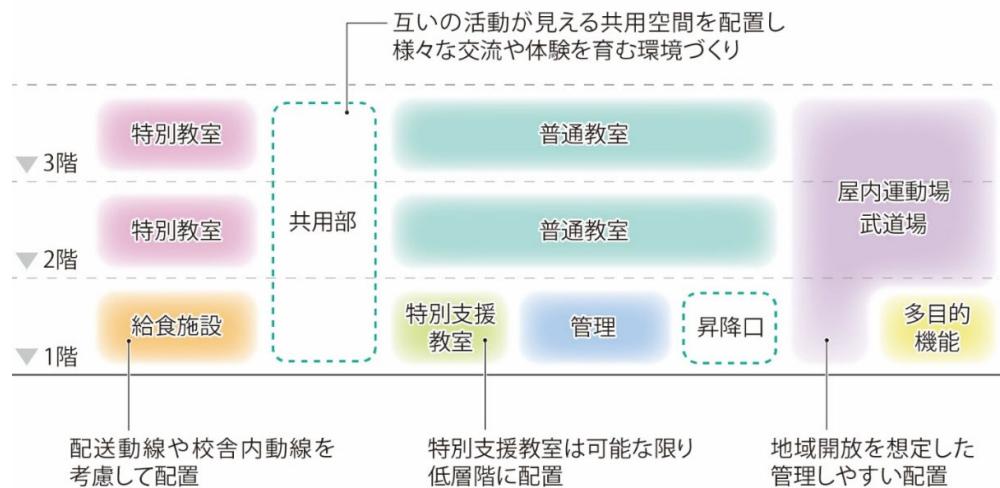


図 4-7：施設断面構成イメージ

## B. 新中間東中学校（仮称）

### 4-6. 施設規模の整理

#### 1. 中学校と付帯施設の必要諸室

現時点での学校規模、生徒数、将来対応等を踏まえ、以下の諸室を想定します。

	室名	設置数	備考	面積(m <sup>2</sup> )
校舎棟				
教室	普通教室	24		約 2,600 m <sup>2</sup>
	少人数教室（各学年2部屋）	6	1部屋を2分割できるよう単元毎に設置	
	通級学級教室	2		
	特別支援学級教室	8		
	多目的スペース	適宜	カームダウン・相談・教材等を設置	
	トイレ	適宜		
	教具室	4	5教科分、1フロア1か所	
特別教室 ※準備室も 必要	図書室	1		約 1,700 m <sup>2</sup>
	家庭科室（調理）	1		
	家庭科室（被服）	1		
	理科室	3		
	視聴覚室	1		
	音楽室	2		
	美術室	2		
	技術室	2		
多目的機能	ホール	適宜	情報コーナー等を設置	約 1,100 m <sup>2</sup>
	多目的スペース	適宜		
	多目的室（学習室）	適宜		
管理	職員室	1		約 1,700 m <sup>2</sup>
	学年職員室	3	学年ステーション的な部屋として設置	
	校長室	1		
	事務室	1		
	保健室	1	シャワー室を設置	
	カウンセラー室	2		
	放送室	1		
	備蓄倉庫	適宜		
	会議室	1		
	生徒会室	1		
	相談室・生活指導室	適宜		
	配膳室	適宜	約 900 食（生徒・職員）	
	倉庫	適宜	教材・備品等	
共用	管理諸室	適宜	給湯・休憩・更衣スペース等を設置	約 2,300 m <sup>2</sup>
	地域利用	適宜	PTA・ミーティング室等を設置	
	昇降口	2~3		
	生徒用トイレ	適宜		
屋内運動場	エレベーター	1		約 2,350 m <sup>2</sup>
	廊下・階段	適宜		
	屋内運動場合計			
	施設合計			

図 4-8：中学校と付帯施設の必要諸室一覧表①

## 2. 学校給食施設の必要諸室

現時点での学校規模、児童・生徒数、将来対応等を踏まえ、遠賀川東部地域の小中学校の食数（約2,930食）をまかなう計画とし、以下の諸室を想定します。

室名	設置数	備 考	面積(m <sup>2</sup> )
学校給食施設			
調理機能	調理室	適宜	ドライシステム
	調理職員室	適宜	更衣室・休憩室等を設置
	倉庫	適宜	
	トイレ	適宜	
事務機能	事務室	適宜	
	倉庫・書庫	適宜	
	会議室	適宜	
	トイレ	適宜	
学校給食施設合計			約2,300 m <sup>2</sup>
			約2,300 m <sup>2</sup>

図4-9：中学校と付帯施設の必要諸室一覧表②

## 4-7. 造成計画

### 1. 全体方針

開発許可により、既存のグラウンドレベルに合わせる全面造成を行います。敷地内段差の解消とアクセス動線の整備を行い、生徒が安全かつ安心に登下校が可能な計画とします。



図 4-10：敷地内段差への対応とアクセス動線の整備

### 2. 既存の法面・擁壁の整備

法面・擁壁整備においては、地盤条件・法面高さと勾配・周辺環境への影響・工期と経済性・維持管理の容易さ・景観との調和等の要素を総合的に検討し、整備手法を検討します。

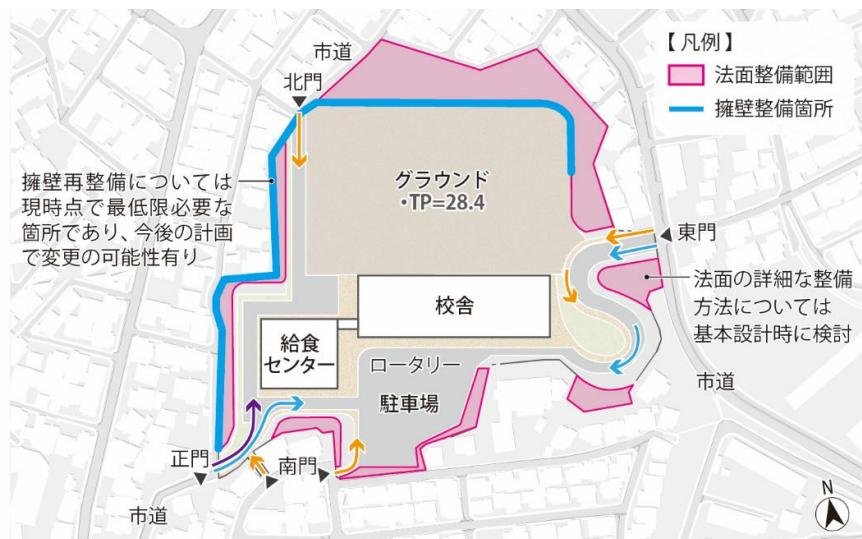


図 4-11：既存の法面・擁壁の整備

## 4-8. 配置計画

### 1. 配置ゾーニング

複雑かつ高低差のある敷地形状と狭隘なアクセス動線を改善するため、先行して全面造成工事を行います。近接する中間南中学校を一時統合校（仮設校舎）として整備することで、新校舎棟を既存校舎の位置に建替え、グラウンドを最大限に確保します。広域な校区を踏まえた多方向からのアクセス動線を整備し、歩車分離を徹底することで、登下校の利便性と安全性を確保します。また、遠賀川東部地域分を担う学校給食施設を併設することにより、今後の小学校再編や給食配送に係る財政的な負担軽減、災害時のバックアップ体制の確立等を踏まえた、合理的かつ効率的な敷地利用計画とします。

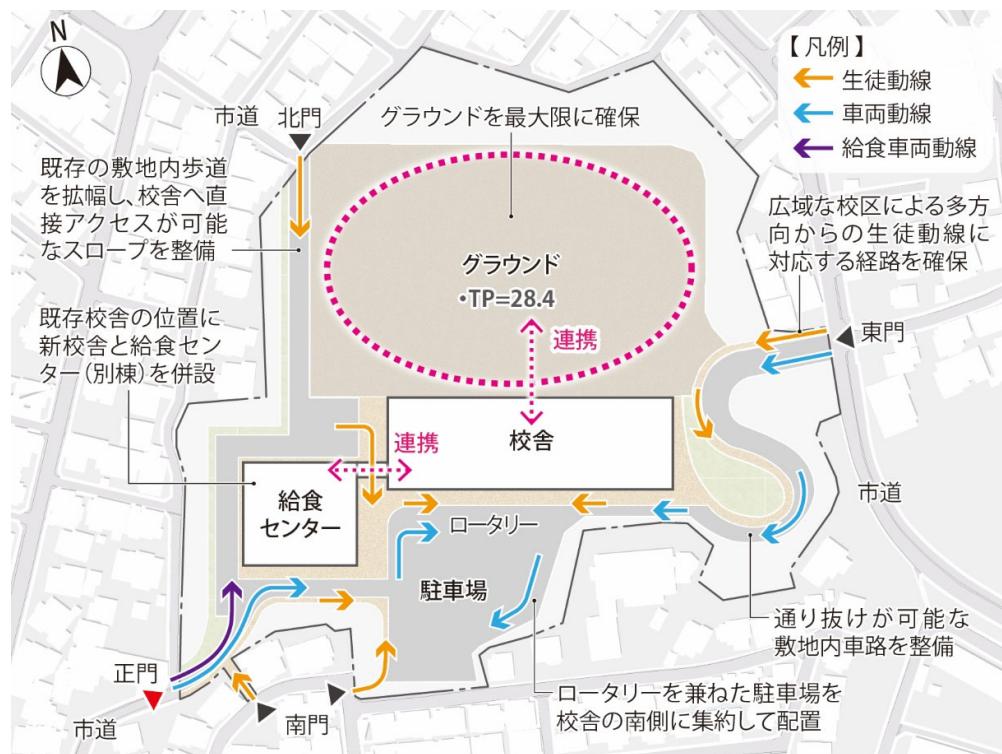


図 4-12：配置ゾーニングイメージ

## 4-9. 平面計画

### 1. 平面ゾーニング

誰もが使いやすい、合理的かつ効率的なゾーニングを基本とします。敷地高低差や登下校時のアクセス動線等を考慮した計画とします。

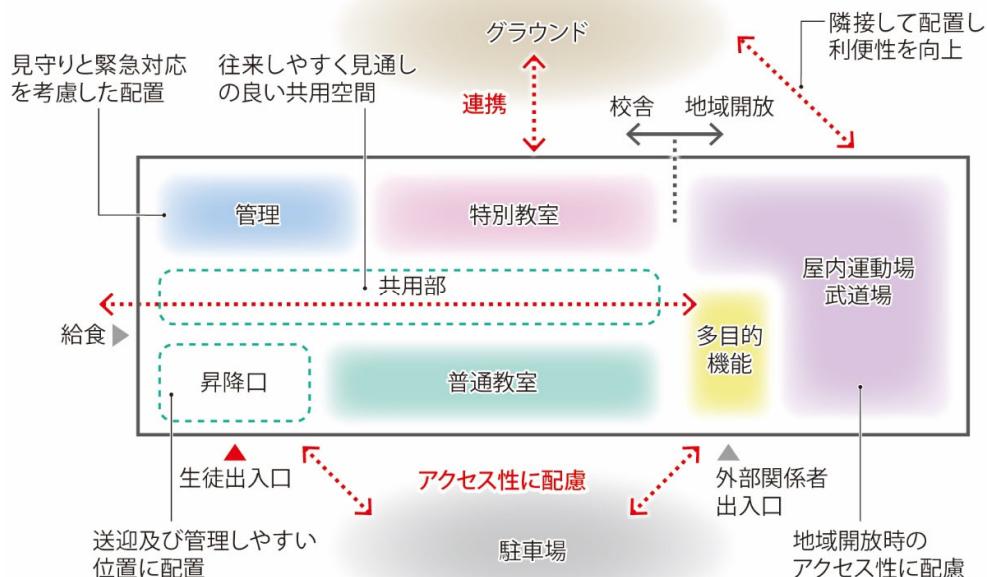


図 4-13：平面ゾーニングイメージ

## 4-10. 施設断面構成

校舎の階数は、必要諸室リストに基づき、地上 4 階建て程度を想定します。

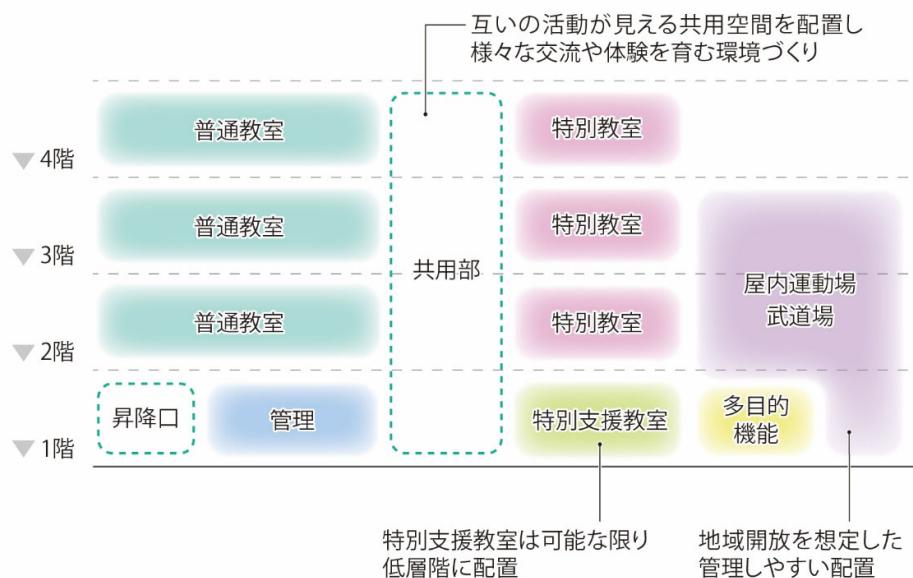


図 4-14：施設断面構成イメージ

### C. 各校共通事項

#### 4-11. 構造計画

##### 1. 基本方針

構造計画においては、安全性・機能性・耐久性・施工性・経済性等について十分に検討し、建物の特性や地盤条件、設備、法規制などの制約条件を満たした耐震性の高い構造とします。

災害時には人命の安全確保はもとより、避難所及び学校施設として機能の維持・継続ができるよう慎重に検討します。また、次世代の学校を目指し、多様な学習環境やゾーニング変更、地域開放にも対応できる柔軟な空間づくりを行います。

##### 2. 耐震安全性の目標

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年)」で学校施設は「多数の者が利用する施設」として安全性の基準が定められています。同基準における最も安全性の高い性能を目標とし、構造体の安全性の分類を「Ⅱ類」、建設非構造部材の耐震安全性の分類を「A 及び B 類」、建築設備を「乙類」として設定します。

##### 【耐震安全性の基準】

部位	分類	耐震安全性の目標	
構造体	I 類	大地振動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	Ⅱ類	大地振動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	Ⅲ類	大地振動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	
建築非構造部材	A 類	大地振動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	
	B 類	大地振動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	
建築設備		甲類 大地振動の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補償をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	
		乙類 大地振動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	

##### 【統合校での耐震安全性の目標】

用途	構造体	建築非構造部材	建築設備
学校機能		B 類	
避難施設機能※体育館など	Ⅱ類	A 類	乙類

※性能を確保する上では文部科学省「施設整備指針」等に留意するとともに、維持管理に配慮します。

図 4-15：耐震安全性の目標

## 4-12. 設備計画

### 1. 基本方針

設備計画においては、長寿命化と環境配慮を両立する施設づくりを行います。日常的なメンテナンスと将来の機器更新を考慮した設備計画や自然エネルギーと省エネ機器を採用したエコスクールの実現により、ランニングコストを効果的に低減します。また、災害時の避難所としての機能を十分に発揮できるバックアップシステムを構築します。

### 2. 維持管理を考慮した設備計画

- **作業性の向上**：パイプシャフト部分は作業しやすいゆとりあるスペースを確保
- **点検ルートの確保**：メンテナンス車両が敷地内を周回できる経路・スペースを確保
- **将来対応**：機器の更新・増設や最先端技術導入を踏まえた施設計画

### 3. 運用管理の利便性を高める設備計画

- **照明設備**：各教室の電源スイッチに加え、職員室・事務室でも管理可能な計画とし、消し忘れ防止と利便性に配慮
- **情報通信設備**：GIGAスクール実現に向けた教育系ネットワークを構築しICT環境を整備
- **集中リモコン管理**：空調機や全熱交換器は、職員室・事務室に集中リモコンを設置することで、消し忘れや過度な温度設定等を防止し、各室でのエネルギー消費に配慮

### 4. 効果的な計画によるランニングコスト低減

- **建物形状の工夫**：西日の影響を抑制する配置計画
- **熱負荷の抑制**：東西のガラス面積抑制・高性能ガラスの採用・屋根や壁の高断熱化・日射遮蔽ルーバー等により外皮性能を向上
- **自然エネルギーの活用**：自然採光・自然通風を最大限に確保する南北面の開口部や自然換気を促進する吹抜け空間等の計画
- **省エネルギー機器の採用**：高効率機器・節水器具等の併用により省エネルギーに配慮

### 5. 目視と機械警備による死角のないセキュリティ計画

- **防犯カメラの設置**：職員室からの目視と合わせ、敷地・建物の各出入口に設置
- **外灯の設置**：地域利用の諸室や部活動後に利用する経路に設置し夜間の安全性を確保
- **門扉等の設置**：施錠可能な仕様の門扉や扉を敷地の各出入口に設置

## 4-13. 環境計画

### 1. 基本方針

地球温暖化の影響による気候変動や生態系変化等が大きな課題となる中、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが進められています。新中学校においても「中間市第3次環境基本計画（令和7年3月）」の内容を踏まえ、ZEB<sup>6</sup>認証を目指した、人と自然とが共生する持続可能な施設づくりを目指します。

<sup>6</sup> ZEB : Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略。

### 2. エコスクールの推進

学校施設は、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすと考えられます。本市の未来を担う子どもたちが、環境問題を身近に感じながら学ぶことができるよう、学校全体を学びの場とする施設づくりを行います。



※出典: エコスクール環境を考慮した学校施設の整備(文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)

図 4-16：エコスクールの取り組み事例



## 第5章 事業推進に向けた検討

CONSIDERATIONS FOR ADVANCING THE PROJECT

## 5-1. 整備等に係る事業手法と事業スケジュール

### 1. 各種事業手法の概要

学校再編事業においては、事業規模、財政状況、スケジュール、公共側の体制、地域特性などを総合的に勘案し、最適な事業方式を選定することが重要です。また、将来の学校施設の複合化・多機能化を踏まえ、教育機能と他の公共サービス・民間サービス等を一体的に整備・運営することも視野に入れて検討します。

近年の公共事業では、限られた財源のもと、より効率的な公共施設の整備等を行うため、複数の手法を組み合わせたハイブリッド型の事業方式や民間ノウハウの活用を前提とした方式を導入する事例もみられます。各事業方式の概要について、以下に整理します。

#### 1 従来方式（設計・施工分離発注方式）

発注者が設計者と施工者を別々に選定・発注する最も一般的な方式であり、設計完了後に施工者を入札等で選定する。発注者は、設計・建設・維持管理等の各業務を発注者の直営（業務委託を含む。）にて実施し、これらに係る費用を負担する。また、施設整備に係る資金を起債、一般財源、補助金等によって調達する。維持管理は、業務内容に応じて単年度又は一定期間の委託契約として実施する。

#### 2 DB方式（Design Build：設計・施工一括発注方式）

公共の資金調達により、設計と施工を一括して民間事業者に発注する方式であり、性能発注により民間のノウハウを活用する。施工を見据えた効率的・効果的な設計による合理化・工期短縮が可能となる一方で、建物の品質が施工者の設計・施工能力に左右される懸念もある。基本設計を従来型（基本設計先行型）で発注し、実施設計と施工を一括実施する方法もある。維持管理や運営業務を含むDBO（Design Build Operate）方式もあり、特有設備の稼働・運転ノウハウが必要となる施設への導入事例が比較的多い。

#### 3 PFI方式（Private Finance Initiative）

民間の資金調達・経営力・技術力を活用して公共施設等の整備・運営を行う方式であり、公共と民間の事業契約に基づき実施する。初期投資費用を事業期間に応じて民間に割賦払いすることにより、財政負担の平準化や維持修繕等を見据えた効率的な設計・建設によるライフサイクルコストの縮減が図られる。施設の所有形態により下記に示す方式がある。

- ・ BTO方式（Build-Transfer-Operate）：建設後、所有権を公共に移転し、民間が運営
- ・ BOT方式（Build-Operate-Transfer）：民間が所有・運営し、契約終了後に公共へ移転
- ・ BOO方式（Build-Own-Operate）：民間が所有・運営を継続

#### 4 ECI方式（Early Contractor Involvement：施工技術先行導入方式）

設計段階から施工者が参画し技術協力を行う方式であり、設計完了後に価格交渉を経て施工契約を締結する。従来方式と同様に資金調達等は公共が実施する。技術的難度が高い計画や設計段階からの施工性検討が必要な場合に適用される。設計・施工の連携による合理化・工期短縮・施工段階でのリスク低減等が図られるが、価格競争原理の低下・制度上の課題等を踏まえた公共事業としての透明性・公平性の確保が必要となる。

#### 5 リース方式

民間事業者（リース会社等）が資金調達して施設を建設し、賃貸借契約により公共が長期間リースで使用する方式。初期投資抑制や財政負担の平準化を図れるが、長期的には従来方式より総コストが高くなる傾向にある。事業期間中に公共がリース料（使用料）を支払い、民間が投下資金回収後（事業期間終了後）に所有権を公共に移転する方式で土地は借地権設定による貸付となる。事業契約にもよるが、実質的には長期割賦払契約となる。

## 2. 主な事業手法の比較

本事業においては、本市が施設整備に係る資金を起債・一般財源・補助金等によって調達する「従来方式」及び「DB方式」を対象に適性を比較検討します。

		従来方式（設計・施工分離発注方式）	DB方式（設計・施工一括発注方式）
概要・特徴 (メリット)		<ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務（基本・実施設計）の一括発注により迅速に事業着手できる（業者選定期間短縮化）</li> <li>建物の仕様や機能、デザイン等を施工会社決定前に把握可能</li> <li>設計の自由度が最も高く、品質管理がしやすい</li> <li>要求水準書の作成が不要</li> <li>同一設計者が工事監理を担うことにより、段階的な要望に沿った対応が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計段階から施工会社の技術やノウハウを活用することで、工期短縮やコスト縮減効果が期待できる</li> <li>標準的な仕様で効率化が可能</li> <li>設計事務所と施工会社が一体となって事業を推進するため、方向性を纏めやすい</li> <li>設計事務所と施工会社の調整をする必要がない</li> </ul>
課題・懸念 (デメリット)		<ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計完了後に施工会社を選定するため、施工会社の技術やノウハウが活かされにくい</li> <li>建物の品質が設計事務所の能力に左右され、施工段階での設計変更が生じた場合、事業全体の工期や事業費等に影響する</li> <li>建設市場状況による見積額の予算超（不落不調）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計事務所と施工会社の業務分担が不明確な場合、責任の所在が曖昧になりやすい</li> <li>仕様発注ではないため、建設コスト重視となる傾向があり最低限の品質確保となる恐れがある</li> <li>事業の初期段階で要求水準書や性能要件等の作成が必要であり、発注者の負担が大きい</li> </ul>
財政面への配慮	コスト削減 (LCC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様発注・単年度契約が基本となり、各業務における競争性や設計・施工時における精査により削減効果が期待できる</li> <li>維持管理は単年度委託が基本だが、業務の一括化や複数年度発注などの工夫により効率化（費用削減）の余地もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設部分において性能発注による効率化やコスト削減が期待できる</li> <li>当初に事業費全体の予算化が必要で、コスト削減は競争性（複数事業者の参加）が前提となるため、民間に参画意欲を促せる適切な予算確保が求められる</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の分離発注により地元企業の参入が可能</li> <li>段階的な事業スケジュールにより事業全体の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業の参入については主体企業の意向によるところが大きい</li> </ul>

図5-1：主な事業手法の比較

### 3. 学校施設整備スケジュールについて

新中間中学校（仮称）は、新校舎に学校給食施設（遠賀川西部地域分）を併設、新中間東中学校（仮称）は、別棟の学校給食施設（遠賀川東部地域分）を併設の案における事業スケジュールを検討します。

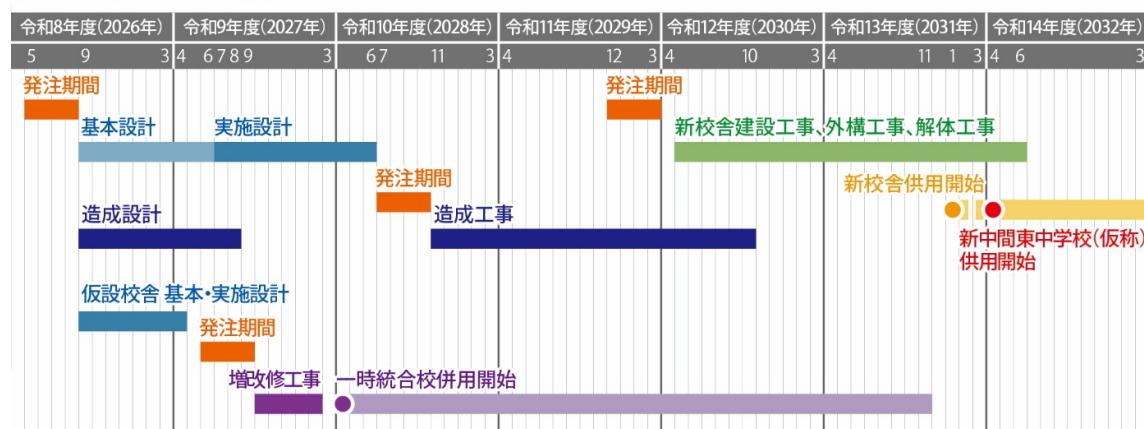
※各案の詳細については第4章 施設計画を参照

#### 4. 従来方式（設計・施工分離発注方式）における事業スケジュール

### 【新中間中学校（仮称）】



### 【新中間東中学校（仮称）】



※今後の進捗状況や発注方法、設計・工事内容、開発の有無等によって変更する可能性があります。

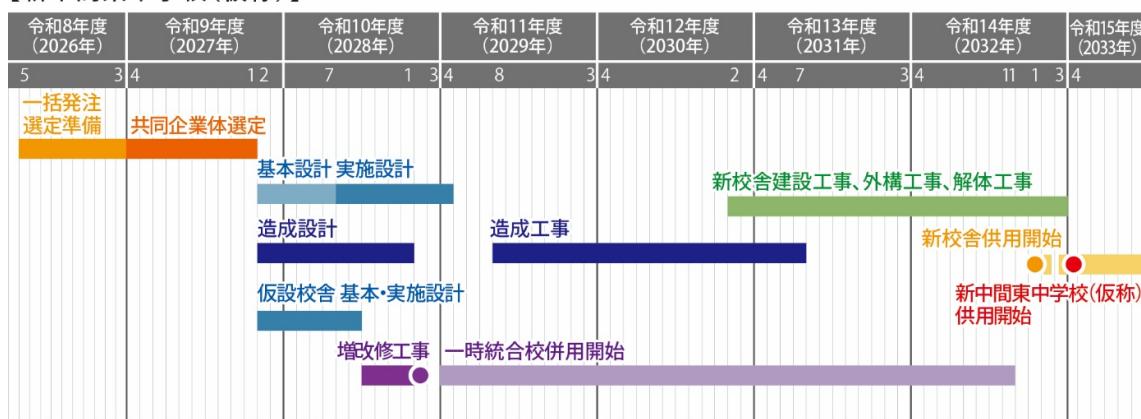
図 5-2：従来方式の場合の事業スケジュール

## 5. DB方式（設計・施工一括発注方式）における事業スケジュール

【新中間中学校（仮称）】



【新中間東中学校（仮称）】



※今後の進捗状況や発注方法、設計・工事内容、開発の有無等によって変更する可能性があります。

図5-3：DB方式の場合の事業スケジュール

## 6. 事業手法と事業スケジュールの方針

従来方式及びDB方式を比較検討した結果、従来方式がDB方式より1年早い令和14年度の開校が可能となります。本事業においては、現状の計画地が抱える様々な課題を早期に解決するとともに、新中学校への速やかな移行が求められます。設計段階においては、都市計画法第29条や建築基準法第48条及び第55条の許可申請手続きを行うため、丁寧な検討と関係者の合意形成、迅速な対応が必要となります。また、複数校の一括整備であるため事業規模が大きいことや計画地の形状が複雑であること等の事業特性に応じた計画が必要です。

これらの諸条件を踏まえ、事業（建物）の品質確保・コスト管理・本市の負担や体制について総合的に検討し、あらかじめ開校時期を定めて進める必要がある本市の学校再編事業においては、現時点では、従来方式が最適であると判断します。

## 5-2. 事業費・財源

新中学校の建設にあたり、必要となる事業費の概算については、新中間中学校（仮称）で約73.6億円（税込）、新中間東中学校（仮称）で約119.6億円（税込）を想定します。この概算費用には、建設に係る造成工事・解体工事（アスベスト撤去処分を含む）・仮設校舎の工事費を含むものとします。

財源については、公立学校施設整備費負担金・学校施設環境改善交付金を主としますが、今後も国庫補助の対象要件等に関する調査・研究を継続して行い、できる限り実質的な本市の負担額を抑制していくこととします。

【新中間中学校（仮称）概算事業費（案）】

単位：千円

区分	概算事業費（税込）
調査・設計関係	459,525
設計費（基本・実施設計・工事監理等）	459,525
工事費	6,901,499
造成工事費	172,480
解体工事費	541,541
建築費（校舎）	3,685,000
建築費（屋内運動場・武道場）	880,000
建築費（附属）	118,800
建築費（黒板・造作棚・実験台等）	72,600
外構工事費	1,303,720
擁壁・法面等再整備工事費	127,358
合計	7,361,024

※上記に備品・移転費用等は含まない

図5-4：新中間中学校（仮称）概算事業費一覧表（案）

## 【新中間東中学校（仮称）概算事業費（案）】

単位：千円

区 分	概算事業費（税込）
調査・設計関係	657,789
設計費（基本・実施設計・工事監理等）	657,789
工事費	11,306,949
造成工事費	1,115,400
解体工事費	654,082
建築費（校舎）	4,653,000
建築費（屋内運動場・武道場）	1,034,000
建築費（附属）	165,000
建築費（黒板・造作棚・実験台等）	220,000
建築費（学校給食施設）	1,265,000
外構工事費	1,792,450
擁壁・法面等再整備工事費	151,470
中間南中学校（一時統合校）仮設工事	256,547
合 計	11,964,738

※上記に備品・移転費用等は含まない

図 5-5：新中間東中学校(仮称)概算事業費一覧表(案)

### 5-3. 工事計画

#### 1. 建替の方針

##### A. 新中間中学校（仮称）

新中間中学校（仮称）建設においては、既存の中間中学校を利用し続ける「居ながら工事」となるため、利用エリアと工事エリアを明確に区分し、安全面に十分に配慮して実施します。



図 5-6：新中間中学校（仮称）の工事計画（案）

### B. 新中間東中学校（仮称）

新中間東中学校（仮称）建設においては、敷地を最大限に活用するため、近接する中間南中学校の一部を増築・改修し、仮設校舎（一時統合校）として利用します。周辺住民への影響を最小限に抑えるとともに、安全面に十分に配慮して実施します。

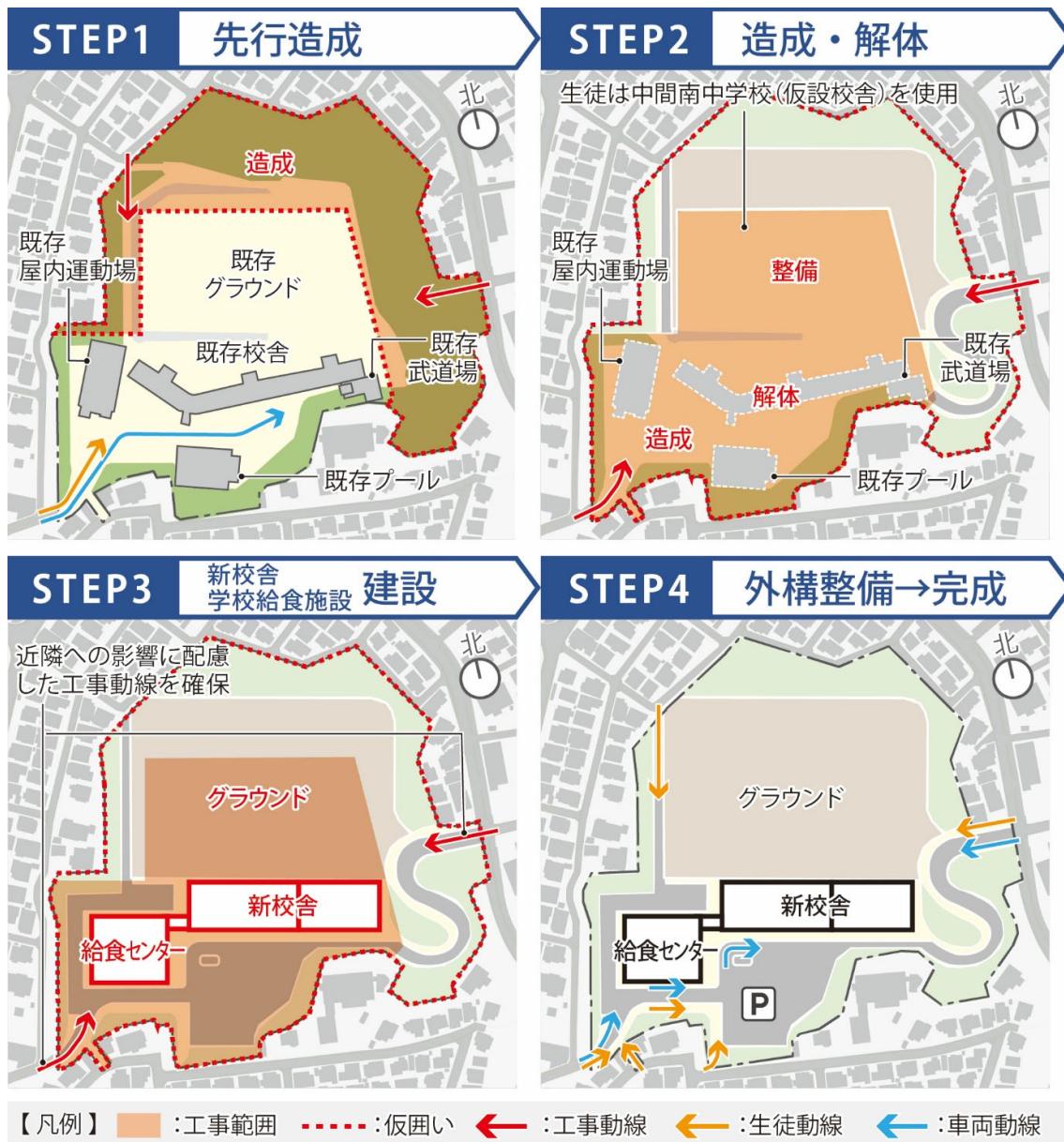


図 5-7：新中間東中学校（仮称）の工事計画（案）

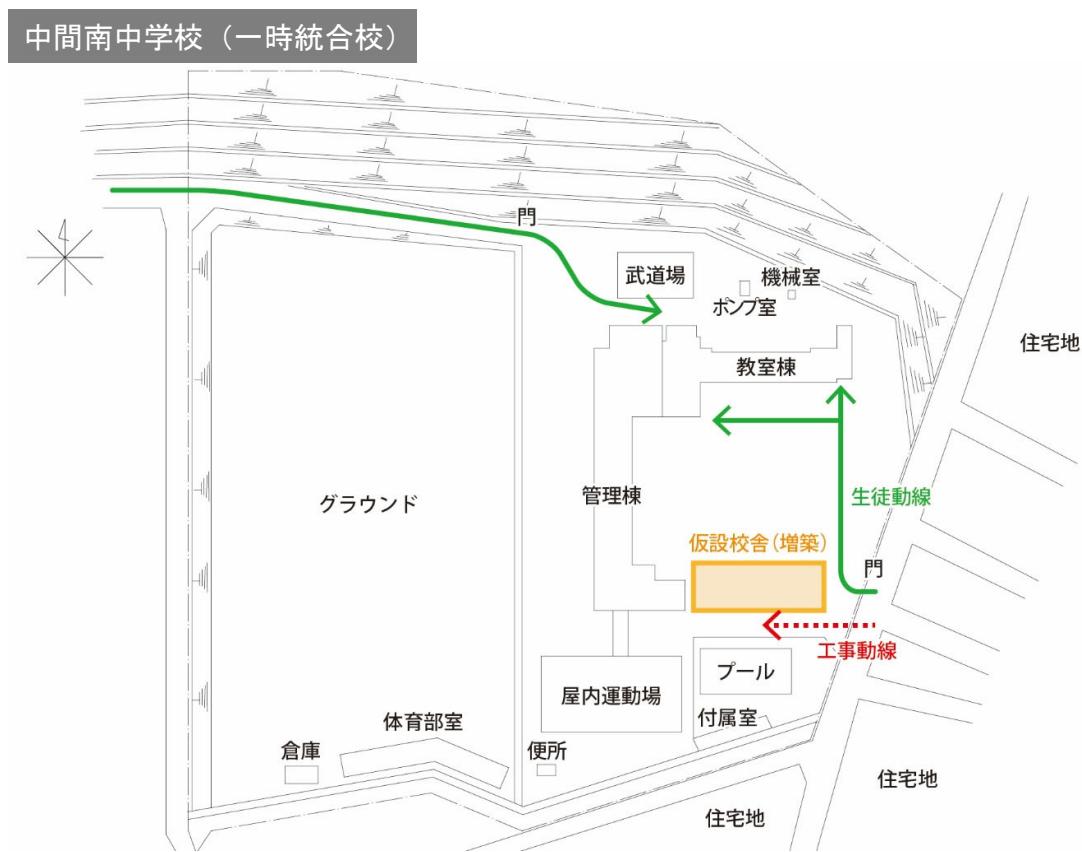


図5-8：中間南中学校（仮設校舎）の工事計画（案）

## 2. 生徒・周辺環境への配慮

建設工事期間中においては、できる限り学校生活に支障がないよう、保護者や地域・近隣校を含めた多くの方々の協力を得ながら学習や運動の場を確保します。

また、環境の保全・保護を考慮し、再生エネルギーの活用や産業廃棄物の抑制・環境負荷低減につながる工法の積極的な採用等を検討します。

新中学校は、地域コミュニティの拠点施設としての役割も担っています。工事期間中の安全確保はもとより、工事期間中だからこそ経験することができる、生徒や地域住民を対象としたワークショップや現場見学会等を実施し、地域全体で地域協働により創り上げる施設づくりを目指します。



図5-9：地域全体で創り上げる施設づくりのイメージ



## 第 6 章 その他の検討事項

OTHER CONSIDERATIONS

## 6-1. 学校跡地の活用検討

### 1. 全国の公立小中学校等における学校跡地の活用状況

中学校再編により、現在の中学校4校は新たな中学校2校へ移行し、また、2校が学校の役割を終えることになります。このため、学校跡地の活用について、近年の活用事例を踏まえて検討します。全国の令和5年度までの学校跡地の活用状況は、約74%が社会体育施設・社会教育施設・文化施設・医療福祉施設・企業や法人等の施設・体験交流施設等に活用されている一方で、約26%は活用されていません。また、そのうち約20%(1,503校)については、活用の用途が決まらず放置されており、維持管理費が自治体にとって負担となっているのが現状です。

【学校跡地の活用状況】

※令和6年5月1日現在

廃校年度		平成16年度～令和5年度		
廃校の数(A)	小学校	8,850	5,799	
	中学校		1,835	
	高等学校等		1,216	
施設が現存している廃校の数(B)	X100% B/A	(校) 7,612	86.0%	
活用されているもの(a)	a/B	5,661	74.4%	
活用されていないもの(b)	b/B	1,951	25.6%	
活用の用途 決まっている(c)	c/B	235	3.1%	
活用の用途 決まっていない(d)	d/B	1,503	19.7%	
取壊しを予定(e)	e/B	213	2.8%	
現存する施設無し(C)	C/A	1,238	14.0%	

【主な活用用途】

※令和6年5月1日現在

	平成16年度～令和5年度			
	合計		校舎	屋内運動場
	件数	用途別割合	件数	件数
学校(大学を除く)	4,191	40.5%	2,110	2,081
社会体育施設	1,693	16.4%	155	1,538
社会教育施設・文化施設	1,206	11.7%	750	456
社会教育施設	858	8.3%	514	344
文化施設	348	3.4%	236	112
福祉施設・医療施設	735	7.1%	533	202
老人福祉施設	194	1.9%	144	50
障がい者福祉施設	177	1.7%	126	51
保育施設	68	0.7%	46	22
認定こども園	37	0.4%	23	14
児童福祉施設(保育所を除く)	72	0.7%	54	18
放課後児童クラブ	124	1.2%	95	29
放課後子供教室	34	0.3%	22	12
医療施設	29	0.3%	23	6
企業等の施設・創業支援施設	1,207	11.7%	789	418
企業や法人等の施設	1,138	11.0%	741	397
創業支援施設	69	0.7%	48	21
庁舎等	449	4.3%	323	126
体験交流施設等	535	5.2%	349	186
備蓄倉庫	231	2.2%	158	73
大学	81	0.8%	47	34
住宅	20	0.2%	13	7

図6-1：出典\_令和6年度廃校施設等活用状況実態調査(文部科学省)

活用の用途が決まっていない理由としては様々ですが、自治体においては、施設の老朽化・立地条件の悪さ・財源不足等の理由が主に挙げられます。

#### 【未活用廃校施設の理由】

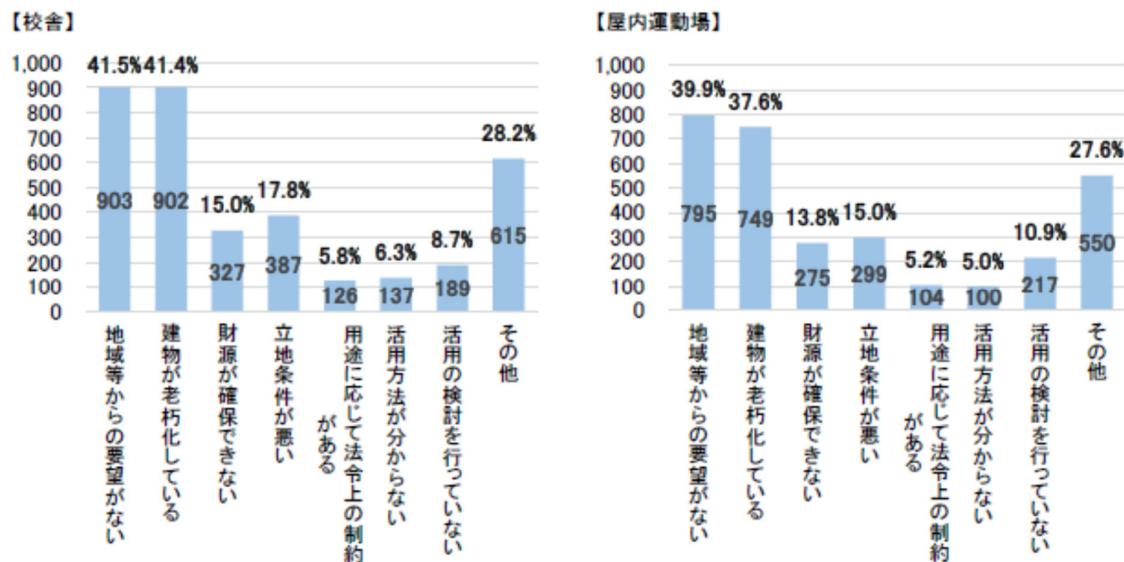


図 6-2：出典\_令和 6 年度廃校施設等活用状況実態調査(文部科学省)

## 2. 活用方法の分類

学校跡地の活用は、地域活性化や課題解決の重要な機会となります。地域特性や施設条件を踏まえた適切な活用方法の選定と、地域住民・民間事業者・行政の協働による持続可能な運営体制の構築が必要となります。また、一つの用途に固定せず、社会環境の変化に応じて柔軟に活用方法を見直していく視点も重要です。

活用方法の分類表	
①	公共施設としての活用（教育施設・行政施設等）
②	民間活用（企業誘致・商業施設・宿泊施設等）
③	複合的活用（多機能複合施設・官民連携モデル等）
④	教育・研究機関（サテライトキャンパス・フリースクール等）
⑤	観光・交流施設（体験型観光施設・道の駅等）
⑥	防災・環境関連（防災センター・リサイクルセンター等）
⑦	解体・更地活用（公共空間・地域ニーズに応じた新施設）

図 6-3：学校跡地の活用方法の分類表

### 3. 今後の取り組み

学校施設は、教育施設としてだけでなく、地域の身近な施設としてコミュニティ活動やスポーツ活動など、地域の核として様々な場面で利用されてきたことから、地域住民の愛着が強く、その活用には強い関心が持たれています。このため、活用においては、地域の実情やニーズを踏まえ、公共施設としての活用や民間活用等、幅広い選択肢から最適な活用方法を検討します。

また、文部科学省は、「みんなの廃校プロジェクト」として、全国の優れた活用事例の紹介や活用を希望する学校跡地の情報の公表、学校跡地を「使ってほしい」自治体と「使いたい」企業等のマッチングなどを実施しています。民間活用を検討する場合は、このプロジェクトの利用や、民間企業へのサウンディング等を通して最適な活用方法を検討します。



図6-4：出典\_廃校活用の現状と可能性～文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」～（文部科学省）





中間市教育委員会 教育総務課 令和8年発行

電話 093-246-6221（直通）

メール kyouikusoumuka@city.nakama.lg.jp